

新たな基本構想の課題 - 時代潮流とまちづくりの課題 -

	目	次
< 概要一覧表 >	1
1	地方分権、行財政改革の動向	2
2	「公」を担うシステムの転換	5
3	人口減少社会の到来	7
4	少子化の進行	9
5	超高齢化社会の到来	12
6	安全・安心社会への要請	15
7	文化の魅力・国際交流の重要性	17
8	持続可能な都市への要請	20
9	ライフスタイルの多様化	23
10	経済のグローバル化	25
11	情報化・知的価値重視の時代	27

新たな基本構想の課題 - 時代潮流とまちづくりの課題 - < 概要一覧表 >

	現基本構想		新基本構想	
	時代潮流への認識	まちづくりの課題	時代潮流への認識	まちづくりの課題
1 地方分権、行財政改革の動向	* 地方分権は時代の流れとなりつつある * 基礎自治体としての自治権の拡充が進展	区民の自治と参加を基礎とした自立した区政の確立 区民一人一人の発意と活動がいかされる開かれた区政の推進	* 都道府県再編や都区制度見直しなど、引き続き国 - 都道府県 - 市区町村の役割の再構築が進展 * 逼迫した地方財政状況が続く中、各自治体において予算制度見直しや評価制度導入など行財政システムの改革が進展 * 財政建て直しが困難な自治体に対し“再生型破綻法制”の議論も活発化	地方分権の流れの中、各基礎自治体は期待役割に耐えうる強固な行財政基盤構築 限られた財源の有効活用に向け、迅速で効率的な組織編成、柔軟な予算編成制度や質の高い評価制度の構築など、自律的な行政運営が必須
2 「公」を担うシステムの転換	* 地域の特性と区民の主体性を尊重したまちづくりの必要性 * 区内で活動する企業や事業者なども地域社会の一員であり、住み良い地域社会の形成と活性化に社会的責任と役割を担っている	多様な参加と協働の仕組みの確立の必要性 地域における区民、企業等及び行政の協働の仕組みの確立	* 行財政の逼迫、市民活動の高揚などを背景に、「公」を多様な主体が担うという考え方が進展 * PFI、指定管理者制度、市場化テスト法など、「公」を多様な主体が担うための基盤整備が進展	多様な主体による公共サービス提供のための制度を適切に運用する自治体の能力(ガバナンス、コーディネート能力)向上 「公」への公正な参画、効果的な参画の促進にむけた情報公開の拡充 「公」を新たに担う主体の育成、強化
3 人口減少社会の到来	-	-	* 2005年、我が国は人口減少社会に転換。この少子化傾向が続くと21世紀半ばには総人口は1億人を割り込み、2100年の総人口は現在の半分以上となる見込み * 世帯主が65歳以上の高齢世帯数が増加し、2015年には高齢者世帯の割合が全世帯数の3分の1を越える見込み * 東京圏は当面は社会増(転入超過人口)により増加し続けるものの、いずれ全国と同様に人口減少に転じ、2000年～2050年の間に、2割減少する見込み	労働力人口の減少の抑制に向けた、女性や高齢者を含めた多様な主体の社会参加の促進 人口減少による環境負荷の低減や住宅・土地問題の改善等のメリットを生かしたまちづくり 人口減少に対応し、住民等の互助、共助など顔の見える地域づくりによる地域力の向上
4 少子化の進行	* 新宿区の少子化は今後も一層進展するものと予想	子どもが生き生きと育つ環境を地域全体で作りに上げていくという、社会的支援体制の確立	* 合計特殊出生率は1.25と過去最低を更新 * 夫婦の理想の子ども数と実際の子ども数の間に0.4人前後の格差 * 政府は、少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法を制定し、「少子化社会対策大綱」および「子ども・子育て応援プラン」に基づく少子化対策を推進	地域の様々なネットワークの中で、互いに支え、支えられ、孤立化しない子育てできるような環境整備 若い世帯が安心して仕事と子育てを両立できるような就業環境の整備 企業等においても、“多様な働き方”を選択できるよう、働き方を見直していくことなどの取組の促進
5 超高齢化社会の到来	* 新宿区の高齢化は今後も一層進展するものと予想	高齢者や障害をもつ人をはじめすべての区民が家庭や地域社会の中で自立した生活を営み、ともに支え合うことができる社会の構築	* 高齢者人口の急増による社会保障給付の急増 * 予防重視型の高齢者福祉システムの確立、施設給付の見直し等を中心とした介護保険制度改革が進展 * 団塊世代の定年退職等の問題に対応し、高齢者雇用対策が進展 * 今後の高齢化率の一層の上昇を見据えた高齢者や障害者等が暮らしやすい社会構築への意識の高まり	介護保険制度改革に対応した関連サービスの見直しと体制整備 高齢者のまちづくり活動への参加を促す仕組みの構築 各種施設等のバリアフリー化の推進
6 安全・安心社会への要請	* 都市・生活型公害の増大、阪神・淡路大震災の教訓などによる安全で安心できるまちへの関心の増大	安全で安心できる都市基盤施設の整備	* 大規模災害の被害抑制に関する取り組みの進展 * 重要犯罪の増加を背景とした治安・防犯に対する社会的な不安の高まり * 外国からの武力攻撃、テロの脅威に対応した国民保護法制整備の進展	ハード、ソフト両面における地域防災力の向上への取り組みの推進 地域特性にあった自主防犯体制整備など犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進 地方公共団体における国民保護計画の策定とこれに基づく体制の整備
7 文化の魅力・国際交流の重要性	* 新宿区は多くの人々が働き、学び、訪れる新しい都心	区民や様々な企業、事業所などで活動する人々が地域において共生し交流できる都心にふさわしいコミュニティの形成による地域の活力の向上	* 国民の「心の豊かさ」を求める傾向は年々強まり、国においても文化振興とその活用への取組を拡充 * 外国人登録者数は今後とも増加するものと想定 * 国際的には低水準にある訪日外客数の一層の増加が求められており、国においても積極的な取組が進展	文化の魅力を活かした地域活性化戦略への転換 既存のコンテンツ産業などの生活文化創造産業の発展の促進・支援 増加する外国人と地域住民との共生や居住環境の確保等の対策 国の取り組みと連携した訪日外客数の受け入れ態勢の構築
8 持続可能な都市への要請	* 地球の温暖化など地球環境問題の深刻化	環境負荷が少ない、快適な生活ができるような都市の形成	* 「京都議定書」発効を契機とした、環境負荷の小さな都市づくりへの意識の高まり * 各種リサイクル法制の整備など資源循環型社会へ移行	地域における環境負荷低減への具体的取組の拡充 環境にやさしい生活様式や企業活動を支える新たな環境ビジネス創出への取組 環境問題への区民意識の向上への取組
9 ライフスタイルの多様化	* 個人の自立や生活の質の豊かさを求める区民など、人々の生活意識の多様化	様々な価値観とライフスタイルをもった人々が充実した生活と活動を実現できるような都市としての機能の充実	* 標準的家庭世帯の減少、単身世帯の増加など、世帯類型の多様化が進展 * 無業者やフリーターとなる人々が増加しており、今後はこうした就業形態の多様化は中高年にも拡大 * 仕事は所得を得る手段と割り切り、生きがいは公益的活動や地域活動などに見出す人々が増加	世帯類型や価値観の多様化に伴う行政需要の変化への対応 若年層を中心とした区民への就業支援の一層の強化 公益的活動への区民の意識の高まりを捉えた、区民との協働の仕組みや参画のきっかけづくり、活動支援などの取組の強化
10 経済のグローバル化	* 地域の産業が区民の生活と地域の発展に重要な役割をになっている * 国際化や高度情報化など新しい産業動向や人々の生活と意識の多様化	新しい動向を踏まえた産業の展開と活性化の必要性	* わが国の実質GDP成長率は低水準で推移しているが、近年は緩やかな回復基調 * 今後、我が国経済の見通しが不透明な中で、アジア各国は高い経済成長を続ける見込み * 製造業ではロボット等の先端型産業が、非製造業はコンテンツ産業や観光・教育、医療等が大きな役割を担うと想定	地域においては、今後成長が予想される産業に対応できるよう、地域産業の適切な構造変化の促進 特に、経済のグローバル化に対応するため、技術力向上への取り組み
11 情報化・知的価値重視の時代	* 国際化や高度情報化など新しい産業動向や人々の生活と意識の多様化(再掲)	新しい動向を踏まえた産業の展開と活性化の必要性(再掲)	* ITの活用へ国を挙げての戦略が進められており、情報収集、ショッピング、コミュニケーション、娯楽・コンテンツなどITの利用が急速に進展 * わが国の経済活動において知的資産の果たす役割が急速に拡大	ITの活用進展に伴う地域住民の生活様式の変化に対応し、政策形成や施策の実施、行政サービスの提供などのあり方の見直し 情報弱者への対応 知的価値を生み出すための基盤となる人材育成や健全な競争と公正を担保するためのルールの整備

1. 地方分権・行財政改革の動向

(1) 近年の社会動向

* 地方分権一括法施行をはじめとした地方分権の流れの中で、市町村合併の進展等、地方自治の枠組みの再編が進んでいるが、今後も道州制に代表される都道府県の役割の見直しや、東京大都市地域における都区制度の見直しなど、引き続き、国・都道府県・市区町村の役割の再構築が各方面で検討されている。

* 逼迫した地方財政状況が続く中で、各自治体では限られた財源の中でより有効な施策を展開するための予算制度見直しや評価制度を導入する動きがみられる。また、国では自治体も経営に失敗すれば破綻もあり得るとする“再生型破綻法制”の議論なども活発になってきている。

(2) まちづくりへの影響と課題

地方分権の流れが今後も進展するなかで、住民に身近な事務については基礎自治体で処理できる体制を構築することが求められるため、各基礎自治体はこうしたニーズに耐えうる強固な行財政基盤を構築することが必要となる。

限られた財源の中で、より有効な施策を展開するため、迅速で効率的な組織編成、柔軟な予算編成制度や質の高い評価制度の構築などが求められ、自律的な行政運営が必須となる。

地方分権を促進するための法制度整備や構造改革が進められている

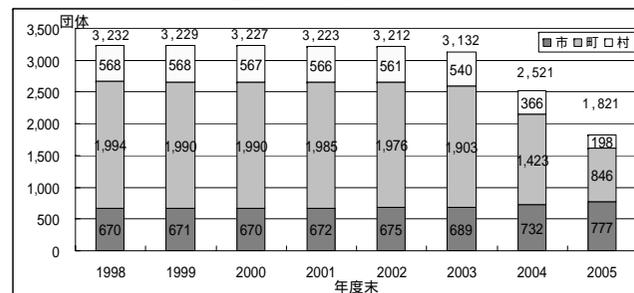
図表1-1 地方分権に関する主な動向

1995	地方分権推進法施行 「地方分権」を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定され、地方分権の推進に関する基本方針(国と地方公共団体との役割分担、地方分権の推進に関する国の施策、地方財源の充実確保、地方公共団体の行政体制の整備・確立)を謳っている。(5年間の時限立法)
1995	広域連合制度・中核市制度施行(地方自治法改正) 地方公共団体の組織・運営の合理化を図り、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制の整備を図るため、広域連合の制度。また、政令指定都市以外の都市で、規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し得る限り住民の身近で行政を行うことができるよう中核市の制度を創設。
2000	地方分権一括法施行(関連法の計475条を改正) 地方分権に関連する法律の改正を一括して行ったもので、この中では、機関委任事務制の廃止、国の関与等の抜本的な見直し、権限委譲の推進、組織の必置規制の見直し、地方公共団体の行政体制の整備・確立を定めている。 特別市制度施行(地方分権一括法に含まれる) 中核市に権限移譲されている事務のうち、特別市が処理するよりも都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、特別市に対しても移譲するとしている。 合併特例法の改正(地方分権一括法に含まれる) 合併後、10か年度の普通交付税の全額保障、合併特例債の創設などを柱とした合併特例法の改正が行われ、地方自治体の合併を強力に推進する枠組みが創設された。
2000	都区制度改革の実施(地方自治法改正) 都区制度改革の主な改正事項としては、「特別区を『基礎的な地方公共団体』として位置付ける、大都市の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自律性を強化する、住民に身近な事務事業を都から特別区に移管」などがあげられる。
2004 ~ 2006	三位一体改革(国と地方の税財政制度に関する改革) 三位(税源移譲、補助金改革、地方交付税改革)を一体的に改革することを目的とした構造改革で、約4.7兆円の国庫補助負担金の改革、約3兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税の改革が行われることとなった。
2005	合併新法施行(市町村の合併の特例等に関する法律) 都道府県が合併の推進に関する構想を策定し、合併協議会設置の勧告を行うことができるなど、さらなる合併の促進に向けた枠組みが創設された。

資料)各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

平成の大合併を経て、市町村数は半減し、2005年度末で1,821となった

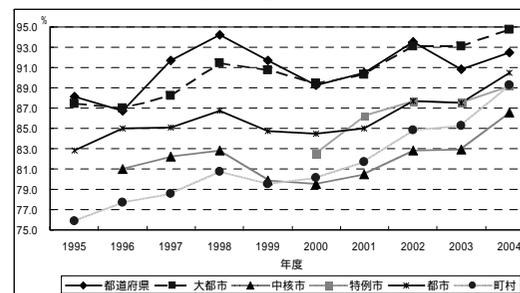
図表1-2 市町村数の推移



備考)上記の値には、特別区の数は含まれていない。資料)総務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

依然として地方自治体を取り巻く財政状況は悪化し、硬直化が進んでいる

図表1-3 経常収支比率の推移



備考)経常収支比率は、経常的経費(人件費、扶助費、公債費等)に充当された一般財源の額が、経常一般財源(地方税、普通交付税等)、減税補てん償及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

資料)総務省「地方財政白書 平成18年版」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

1. 地方分権・行財政改革の動向

地方分権(国・都道府県・基礎自治体の関係等)に関する近年の論調

図表1-4 各機関の地方分権に関する論調

主体	出典名
第27次地方制度調査会(内閣府)	「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(2003.11)
<p>基礎自治体のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民にもっと身近な総合的な行政主体として、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有する必要がある。一般的には基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。 ・基礎自治体に対しては引き続き国や都道府県から可能な限り事務や権限を移譲していくべきであり、少なくとも福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。 ・住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。 <p>広域自治体のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模・能力や区域が拡大した基礎自治体との役割分担の下に広域自治体としての役割、機能が十分に発揮されるためには、まず、都道府県の区域の拡大が必要である。 ・また、国の役割を重点化し、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県制に代わる広域自治体として、道または州から構成される制度(道州制)の導入を検討する必要がある。 	
第28次地方制度調査会(内閣府)	「道州制のあり方に関する答申について」(2006.02)
<p>広域自治体改革のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併の進展や中核市・特別市制度等により、基礎自治体への事務移譲が一層推進される状況にあることや、環境規制や交通基盤整備等、都道府県を越えた行政課題が増加している状況の中、都道府県制等の広域自治体改革を通じて国と地方の双方の政府のあり方を再構築し、国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像を確立する必要がある。 ・道州制を導入する場合には、補完性の原理および近接性の原理に基づいて、国、広域自治体及び基礎自治体の間の役割分担を体系的に見直し、都道府県から市町村へ、また国から道州への大規模な権限移譲を行うことが重要である。 	
地方分権21世紀ビジョン懇談会(総務省)	「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(案)」(2006.05)
<p>分権改革の目指すべき方向性(分権5原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> <原則1: 自由と責任> 地方が自由と責任を持って自立できるよう、国と地方の関係を「複雑重層から単純明快へ」、「縦型から水平対等へ」と転換する。 <原則2: 小さな政府> 地方においても簡潔で効率的な「小さな政府」をつくる。 <原則3: 個性の競争> 全国一律ではなく、地域の個性に根ざして人々をひきつける魅力と活力の溢れた地域をつくる。 <原則4: 住民によるガバナンス> 国に依存することなく、受益と負担に関する住民の選択、住民による監視(ガバナンス)をエンジンにした住民自治を実現する。 <原則5: 情報開示の徹底> 住民が他の地域と比較できる明確な基準を設定し、情報開示を徹底する。正確で豊富な情報によって自治体の透明性を高めることが、地方分権を進める力となる。 	
新地方分権構想検討委員会(地方六団体)	「分権型社会のビジョン(中間報告)」(2006.05)
<p>分権改革5つの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未完の分権改革をもう一度動かすために、求められる5つの視点として、「暮らしの安全・安心をつくる、東京一極集中から多様な地域をよみがえらせる、自分たちのまちのことは自分たちで決める、住民に近いところへ力を集める」(「アイズ・ペーパー」)、「内政の政策立案に地方が参画し、更なる分権改革を断行する」を掲げている。 ・また、目指すべき税財政改革の7つの提言として、「地方行財政会議の設置」、「地方交付税を地方共有税に」、「新地方分権推進法の制定」などを取りまとめている。 	

資料)上記各資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

地方分権(都区制度)に関する近年の論調

図表1-5 各機関の都区制度に関する論調

主体	出典名
特別区制度調査会(特別区協議会)	「東京における新たな自治制度を目指して」(2005.10)
<p>東京大都市地域の基礎自治体構想にあたっての基本的視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市化社会」から「安定・成熟した都市型社会」への移行が求められ、東京大都市地域に連担して市街地が膨張している今日では、東京大都市地域に求められる「行政の一体性」の確保は、古い沿革に根拠を持つに過ぎないとの見方もありうる。 ・特別区間に現に存する地域特性を踏まえながら、分権時代にふさわしい財源の安定的な確保を可能とする税財政制度が必要であると考え、新たな基礎自治体のイメージ ・これまで東京大都市地域に要請されてきた「行政の一体性」の確保について、必要であると考え、新たに特別な「市」を創る方向(シナリオ1)と、必要ないと考え、一般の「市」になることを目指す方向(シナリオ2)を示している。 	
東京都	「行財政改革の新たな指針」(2005.11)
<p>自治制度改革の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治制度の見直しに当たっては、国と地方自治体、基礎的自治体と広域的自治体との役割分担やその基本的枠組みを、現行の制度にとらわれることなく議論し、改革を進めていく必要がある。 ・大都市の区域に基礎的自治体を複数認めたと上で、広域的自治体が広域的行政課題の解決に特化すると、その中間に一体的な大都市経営の主体が必要となる。この場合、地方自治組織は三層制となるが、簡潔・効率化の観点からも選択すべきでない。 ・地方自治制度改革に当たっては、簡潔・効率化の観点から二層制を前提とした上で、大都市の総合性・一体性を確保する観点から、基礎的自治体のあり方や広域的自治体の役割分担など、大都市の活力を維持するため、最も相応しい経営主体のあり方を追求していく必要がある。 東京における大都市自治制度のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・東京という大都市の役割を十全に果たすため、責任を持って大都市を総合的・一体的に経営する主体が不可欠である。 ・これまで特別区の自治権拡充が図られてきたが、大都市としての一体性・統一性の確保は都が担い、広域的自治体である都が大都市経営の主体として、総合的な行政を展開してきた。 ・今後、特別区が大都市経営の主体となるとすれば、二層制を前提とする観点から、現在の23区のみではなく、行政の一体性の確保を表現できる形に変わらなければならない。 ・今後取り組むべき広域的課題への対応や効率的な都市経営の実現を図る上で、現在の都区制度における都と特別区の事務配分、特別区全体の区域及び各区の規模、税財政制度などの問題を踏まえ、現行の都区制度の枠内にとどまらない抜本的な見直しが必要である。 	

資料)上記各資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

1. 地方分権・行財政改革の動向

地方公共団体の行財政改革に関する国の動向

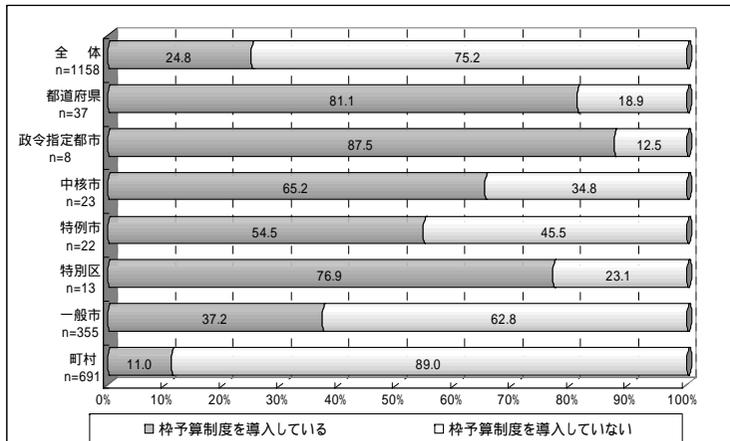
図表1-6 地方自治体の行財政改革に関する国の近年の動向

1997	地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について(旧自治省) 当指針の特徴として、数値目標の設定等により具体的で目に見える行政改革の取り組みを求めていること、行政改革に関する情報の積極的な広報等により、住民の理解・協力のもとでの行政改革推進を強調していることなどが挙げられる。
2000	行政改革大綱(閣議決定) 行政改革大綱において、第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革のほか、地方公共団体への行政評価の取り組みを促進することなどが挙げられている。
2005	「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針の策定について」(総務省) 「今後の行政改革の方針(2004年12月閣議決定)」を踏まえ、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化(民間委託等の推進、指定管理者制度・PFI手法の活用、地域協働の推進等)、行政ニーズへ迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築(政策施策等に応じた部室再編、責任と権限が明確化、PDCAサイクルの構築等)などが挙げられている。
2006	行政改革推進法施行(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律) 政府は、2010年におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が2005年における当該数の4.6%以上の純減となるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請する。
2006	地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(案)(地方分権21世紀ビジョン懇談会) 経営に失敗すれば自治体も破綻という自体に立ち入るといふ危機感を持つことが地方財政の規律の回復のために必要であり、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。

資料)各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

特に大規模組織においては枠予算制度など、庁内分権の動きが進展している

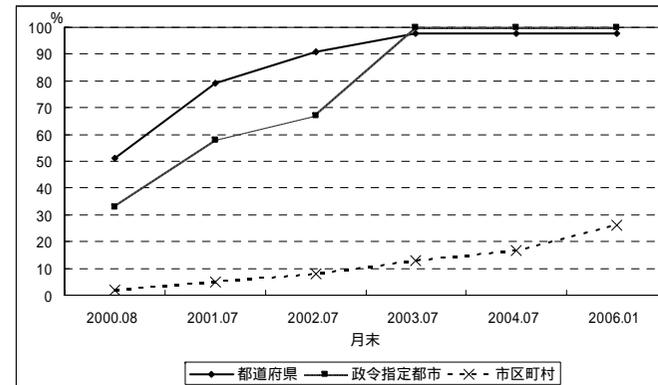
図表1-7 枠配分予算の導入状況



資料)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「分権型の自治体の行財政運営の改革に関するアンケート調査」(平成17年7月)より作成

事業結果を評価する「行政評価」の取り組みが進展している

図表1-8 行政評価の導入状況の推移

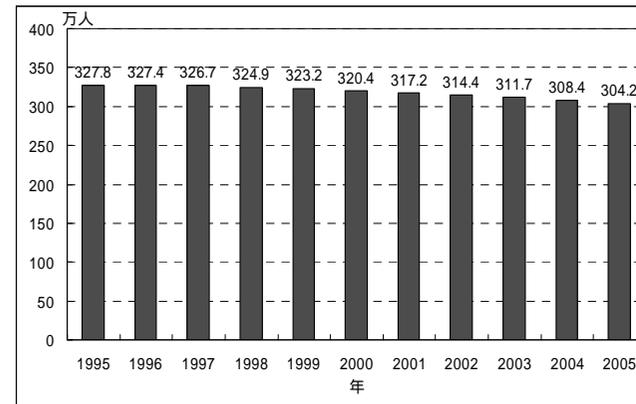


備考)2006.01現在で、「市区町村」を団体種類別にみると、導入率は中核市87%、特例市90%、市区45%(うち特別区は100%)、町村13%となっている。

資料)総務省「地方公共団体における行政評価の取り組み状況」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

新規採用の抑制などにより、公務員数の削減が進展している

図表1-9 地方公務員数の推移



資料)総務省「平成17年地方公共団体定員管理調査結果」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

2. 「公」を担うシステムの転換

(1) 近年の社会動向

* 行政の逼迫、市民活動の高揚などを背景に、「官=公」という考え方から、「公」を多様な主体が担うという考え方が進展してきており、NPOなど、公を担う新たな主体が成長してきている。

* また、そうした動きと歩を合わせ、民が「公」を担うPFI、指定管理者制度、いわゆる市場化テスト法など、法制度としても「公」を多様な主体が担えるよう整備が進んでおり、自治体は、「公」を担う新たな主体や制度を適切に運用し、地域の実情にあった「公」を担うシステムを構築することが求められている。

(2) まちづくりへの影響と課題

「公」を担う主体と制度が育ちつつあるが、公共サービスの最終的な提供責任については、引き続き行政に問われる可能性が高い。そのため、法制度を適切に運用できる能力(ガバナンス、コーディネート能力)が自治体に求められる。

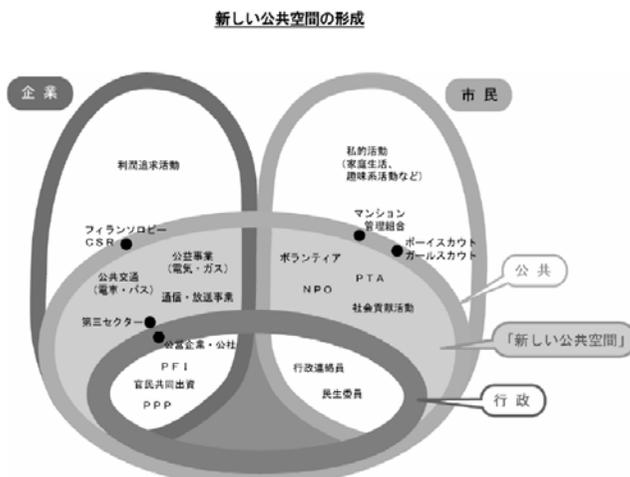
「公」への公正な参画、効果的な参画を促すため、自治体は積極的な行政情報の公開と提供が求められる。

「公」を新たに担う側は、継続的なサービスを担ったり、自律的に責任を全うできるよう、組織体制や事業計画スキルを向上させていくことが求められる。

「官=公」といった従来の概念に対し、「新しい公共空間」という概念が形成されつつある

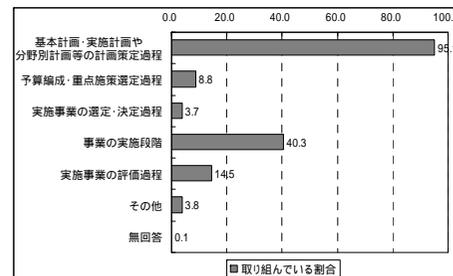
既に約4割の自治体で、自治体を実施する何らかの事業を市民と協働で実施している

図表2-1 「新しい公共空間」の概念図



資料)総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略-新しい公共空間の形成を目指して-」(平成17年4月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

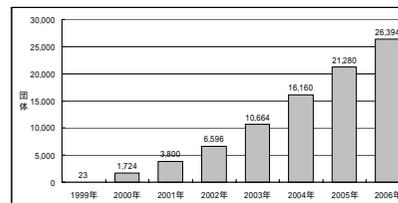
図表2-2 行政運営への市民参加の状況 (n=759)



資料)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「分権型の自治体の行政運営の改革に関するアンケート調査」(平成17年7月)より作成

新しい公共の担い手の一つとなるNPO法人の認証数は、増加傾向を続けている

図表2-3 NPO法人認証数の推移 (再掲)



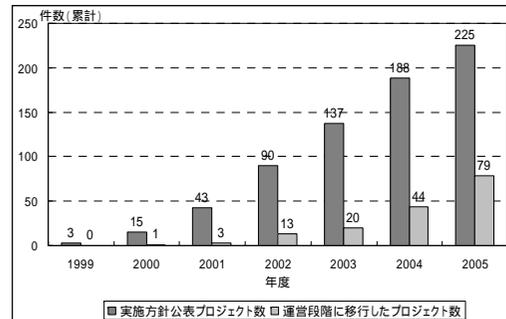
資料)内閣府国民生活局資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

2. 「公」を担うシステムの転換

「民」が「公」を担う制度は多様化し、その運用も拡大している

「PFI」(Private Finance Initiative)とは
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供しようとする新しい手法。

図表2-4 実施方針公表数および運営段階へ移行したPFIプロジェクト数の推移



備考：各年度末時点での件数。2005年度は、2005年12月31日現在
資料：内閣府「PFI推進委員会第10回総合部会」資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

指定管理者制度とは
多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、地方自治法の改正(2003年6月)により創設された制度。

図表2-5 指定管理者制度の導入状況(2004年6月)

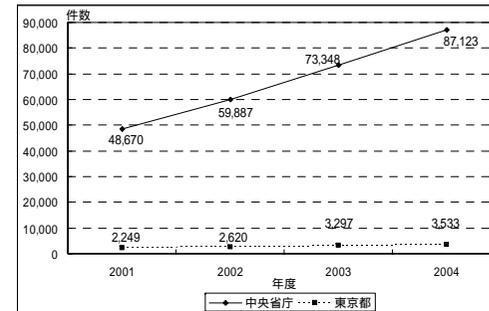
区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計	
				件数	シェア
レクリエーション・スポーツ施設	3	79	270	352	22.7%
産業振興施設	2	2	129	133	8.6%
墓園施設	2	39	95	136	8.8%
文教施設	4	93	283	380	24.5%
医療・社会福祉施設	2	167	380	549	35.4%
合計	13	380	1,157	1,550	100.0%

資料：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト法)とは
国又地方公共団体が自ら実施する公共サービスのうち、その実施を民間でも担うことができ、その創意工夫が期待できる業務を選定し、官民競争入札または民間競争入札に付すことにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る制度で、2006年5月26日に参議院において当法案は可決・成立したところである。

行政機関に対する情報公開のニーズが高まりつつある

図表2-6 行政情報開示請求件数の推移



備考：中央省庁「行政機関情報公開法に基づき(開示請求件数)
東京都「東京都情報公開条例に基づき(開示請求件数)
資料：総務省「平成16年度における情報公開法の施行の状況について」
東京都「東京都の情報公開制度の運用状況」(東京都)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

多様な主体による公共サービス提供により、新たな効果が発揮される一方で、課題も発生している

図表2-7 官以外による公共サービス提供に関して見直しが必要となった事例

分野	事例名
PFI(公共サービスの破綻)	臨海余熱利用施設「タラソ福岡」(福岡県福岡市)
<p>概要：タラソ福岡は、臨海工場の余熱を利用して市民の健康増進を図る事業(タラソテラピー(海水プールにおいて水中運動を行い心身の回復を目的とする施設)等を行う施設)であった。当初は従来型の公設公営型で整備することとしていたが、PFI法施行の折、本施設がソフト面を重視する用途であることを重視し、設計、建設、および運営・維持管理を一括的な管理の上で行う方がよりよいサービスが提供できると考え、PFI方式が採用された。公募によって選定された事業者により、2002年4月に開業したが、初年度から利用者数が伸び悩み、その結果、事業者の経営が悪化した。2004年4月には事業者が民事再生手続を開始し、2004年11月末で施設は閉鎖された。</p>	
分野	事例名
市民協働(公共サービスの質の低下)	行政パートナー制度(埼玉県志木市)
<p>概要：志木市では2004年度から、市民が行政サービスの一部を担う「行政パートナー」による協働業務を推進してきた。これにより、市民協働が促進され、市の経費削減額も数億円に達するなど、一定程度の効果が確認された。しかし、一方で、行政パートナーに対する資質の問題や、一部の団体が受託施設を仕切っているといった市民からの指摘もあり、行政サービスを担う団体の選考や研修、評価体制を再構築する必要に迫られている。</p>	

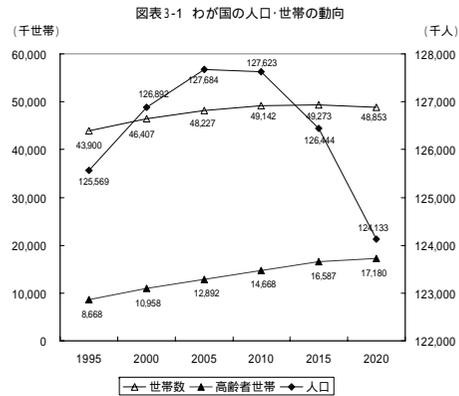
資料：福岡市PFI事業推進委員会「タラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書」および志木市「志木市行政施策安定化プロジェクト・チーム検証結果報告書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

3. 人口減少社会の到来

(1) 近年の社会動向

- * 2005年、我が国は1899(明治32)年に人口動態の統計がとられ始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来した。
- * 2005年の出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25といずれも過去最低を記録したが、この少子化傾向が続くと、人口減少は加速度的に進行し、21世紀半ばには総人口は1億人を割り込み、2100年の総人口は現在の半分以下になると見込まれる。
- * 世帯についても、世帯あたり人員数の減少により総世帯数は当面は増加傾向を続けるものの、2015年をピークに総人口と同様に減少過程に入ると推定されている。
- * 世帯構成については、世帯主が65歳以上の高齢世帯数の増加が続き、2015年には高齢者世帯の割合が全世帯数の3分の1を超えるほか、単独世帯、夫婦のみ世帯、一人親と子からなる世帯が増加するものと推定される。
- * 東京圏の人口は、当面は社会増(転入超過人口)により増加し続けるものの、いずれ全国と同様に人口減少に転じ、2000年～2050年の間に、2割の人口減少が見込まれている。
- * 労働力人口は、出生数の減少による若年労働力の減少と、高齢者の引退の増加によって減少が見込まれている。

わが国の総人口は2006年に、世帯数は2015年に長期の減少過程に入る。



資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国推計)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

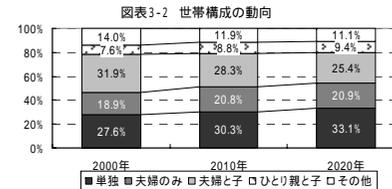
(2) まちづくりへの影響と課題

労働力人口の減少により、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下などが懸念され、女性や高齢者を含めた多様な主体の社会参加の促進や、就業環境の整備を進める必要がある。

人口減少により、環境負荷の低減や大都市部での住宅・土地問題の改善等のメリットが生じる可能性もあり、こうした側面を活かしたまちづくりを進める必要がある。

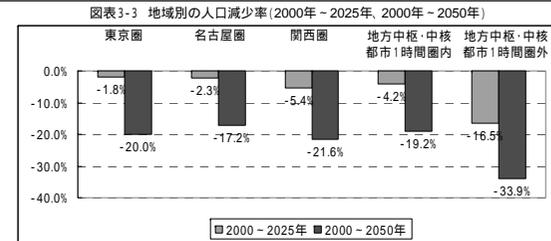
人口減少下、まちづくりの行政主体である基礎自治体にとっては、地域コミュニティの担い手である住民等を中心として互助、共助による顔の見える地域づくりを推進し、地域力の向上を図ることが重要となる。

高齢化世帯、単独世帯、夫婦のみ世帯、一人親と子からなる世帯割合が増加。



資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国推計)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

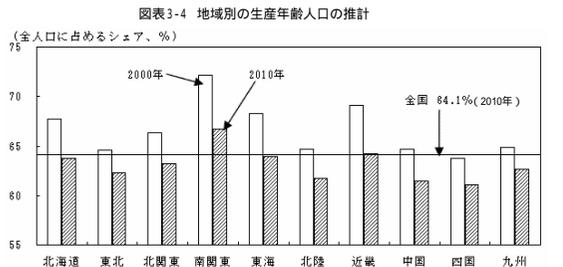
東京圏においても、2000～2050年の間、2割の人口減少が見込まれている。



備考) 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県、関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、資料) 国土審議会資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成(2025年、2050年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中間推計をもとに国土交通省が推計。人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定。)

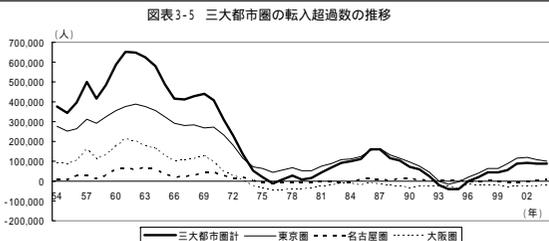
3. 人口減少社会の到来

東京圏の生産年齢人口の減少幅は大きく、5%強の減少が予想されている。



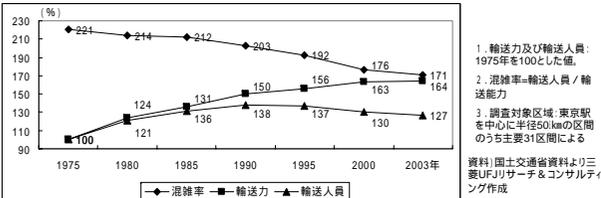
備考)南関東：千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県
資料)内閣府「地域の経済2005」(2000年は総務省「国勢調査」、2010年は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

大都市圏への人口流入は収束。但し、東京圏は1996年以降、転入超過が連続。



資料)総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

図表3-6 東京圏における、鉄道の通勤・通学時の最混雑区間の平均混雑率・輸送力・輸送人員

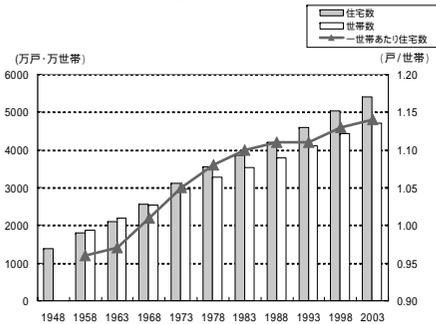


1. 輸送力及び輸送人員：1975年を100とした値。
2. 混雑率=輸送人員/輸送能力
3. 調査対象区域：東京駅を中心に半径50kmの区間のうち主要31区間による

資料)国土交通省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

わが国の住宅ストック数は、既に世帯数を上回っている。

図表3-7 住宅ストック数と世帯数の動向



資料)社会資本整備審議会住宅地分科会基本制度部会資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

コミュニティレベルの圏域を住民生活の基礎単位として、住民等を中心として互助、共助による地域力の向上を図ることが重要。

図表3-8 「生活圏域」の考え方



資料)国土審議会資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

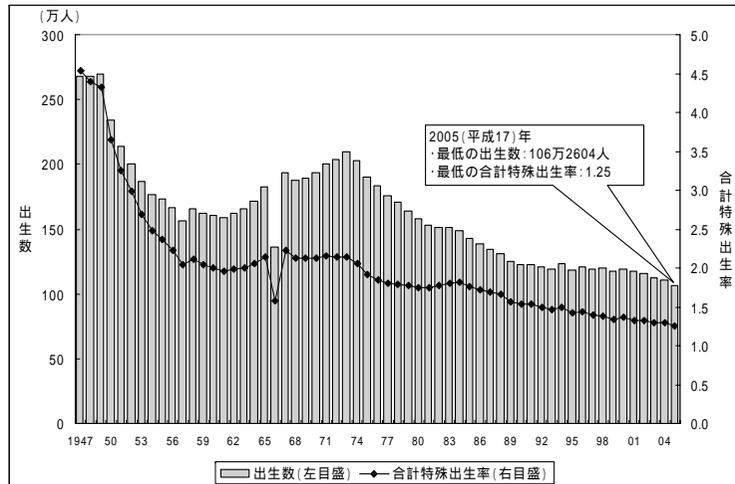
4. 少子化の進行

(1) 近年の社会動向

- * 2005年の出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25といずれも過去最低を記録。
- * 晩婚化、晩産化が進展。従来は25～29歳の出生数が最も多かったが、2003年からは、30～34歳が最も多くなっている。
- * 夫婦が持ちたいとする理想の子どもの数と実際の子どもの数との間には、0.4人前後の差が生じている。
- * 政府は、2003年には、少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法を制定し、2005年度からは、「少子化社会対策大綱」とその具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化対策を推進している。
- * さらに、2006年6月には、「新しい少子化対策について」を少子化社会対策会議において決定し、「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じつつ総合的に子育て支援策を講じるとともに、働き方の改革に関する施策を推進することとしている。

2005年の出生数及び合計特殊出生率は過去最低を記録。

図表4-1 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料)厚生労働省「人口動態統計」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(2) まちづくりへの影響と課題

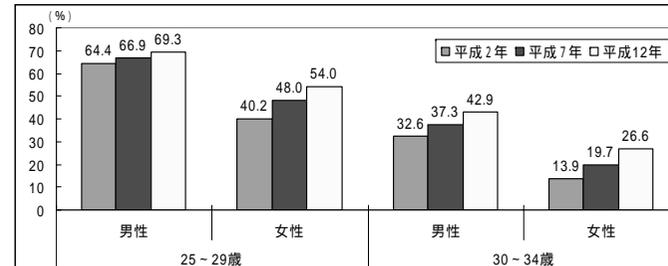
少子化の進展により、子どもの自立や社会性の減退や地域社会の活力の低下など社会的影響が懸念されるため、多様な子育て支援や地域の様々なネットワークの中で、互いに支え、支えられるという関係の中で、孤立化しないで子育てできるような環境整備に向けた取組みが必要である。

また、社会保障負担の増加や、労働力減少による経済活力の減退などの経済的影響が想定されるため、若い世帯が安心して仕事と子育てを両立できるような就業環境の整備が必要である。

行政の取組とともに、企業等においても、男性を含めた全ての人が、仕事のための時間と、自分の生活のための時間のバランスがとれるような“多様な働き方”を選択できるよう、働き方を見直していくことなどの取組の促進が求められる。

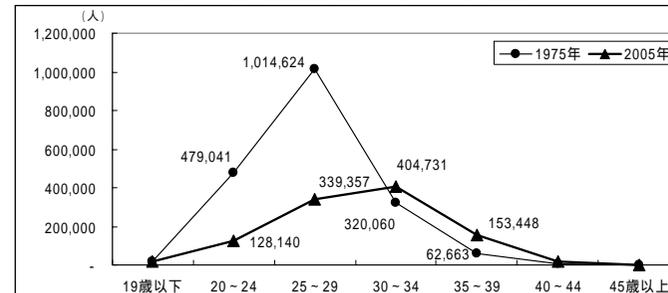
25～29歳、30～34歳の未婚率は男女ともに上昇。晩婚化、晩産化が進行。

図表4-2 年齢別未婚率の推移



資料)総務省「国勢調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表4-3 母の年齢別出生数(1975年と2005年の比較)



資料)厚生労働省「人口動態統計」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

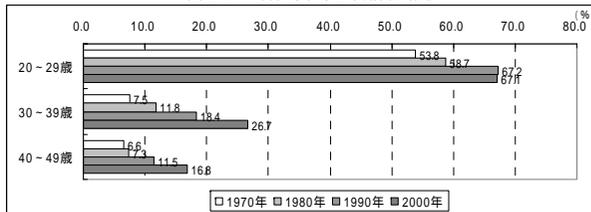
4. 少子化の進行

世帯形成期(25～34歳)の単独世帯が増加。

夫婦が持ちたいとする理想の子どもの数と実際の数との間には、約0.4人の差が生じている。

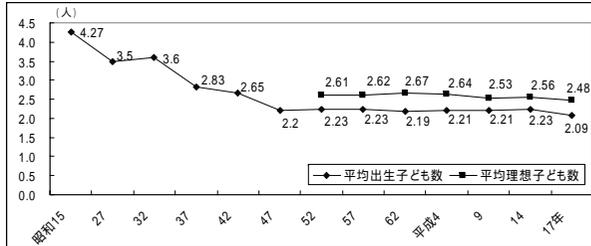
理想の子どもの数を持たない理由第1位は子育てや教育の費用。

図表4-4 年齢別単身世帯割合の推移



資料)総務省「国勢調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

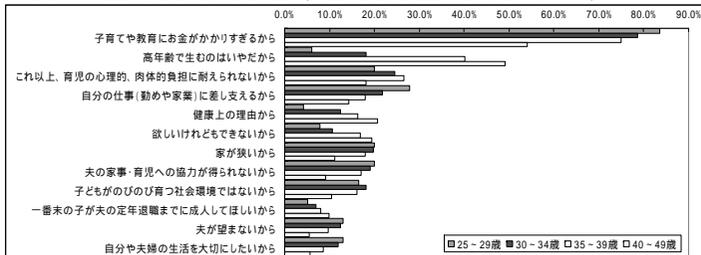
図表4-5 平均出生児数・理想子ども数の推移



注)1. 全国の50歳未満の妻に対する調査。2. 平均出生児数も、結婚持続期間15～19年の妻の出生子ども数の平均。

資料)国立社会保険・人口問題研究所「出生動向基本調査(第10回～13回)」、「出産力調査(第1回～第9回)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表4-6 理想の子どもの数を持たない理由(予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦)



注)年齢は妻の年齢

資料)国立社会保険・人口問題研究所「出生動向基本調査(第13回)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

大都市を含む地域では合計特殊出生率が低い。

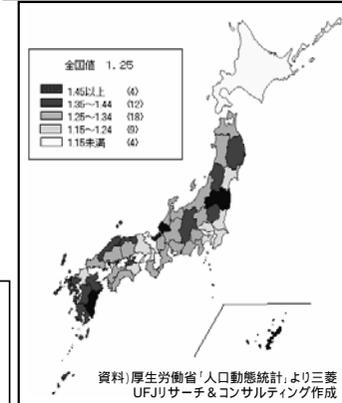
図表4-7 合計特殊出生率の上位・下位都道府県(H17年)

	上位	下位
第1位	沖縄 1.71	東京 0.98
第2位	福井 1.47	奈良 1.12
第3位	福島 1.46	北海道 1.13
第4位	宮崎 1.46	京都 1.13
第5位	鳥取 1.44	大阪 1.16

資料)厚生労働省「人口動態統計」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

政府は、2003年には、少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法を制定し、2005年度からは、「少子化社会対策大綱」とその具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化対策を推進している。

図表4-8 都道府県別合計特殊出生率(H17年)



資料)厚生労働省「人口動態統計」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表4-9 「子ども・子育て応援プラン」の概要

少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示
「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、この5年間に施策を重点的に実施

【4つの重点課題】	【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】	【目指すべき社会の姿(例)】
若者の自立とたくましい子どもの育ち	若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用 全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施	若者が意欲を持って就業し経済的にも自立(若年失業者等の増加傾向を転換) 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進	希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率男性10%、女性80%] 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに] 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進	多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる
子育ての新たな支え合いと連帯	地域の子育て支援の拠点づくり(市町村の行動計画目標の実現) 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童が多い195市町村における重点的な整備) 児童虐待防止ネットワークの設置 子育てでバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)	全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす] 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待の撲滅を目指す] 妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

資料)少子化社会対策会議「少子化社会対策大綱に基づく(重点施策の具体的な実施計画)」、(平成16年12月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

4. 少子化の進行

図表4-10 「新しい少子化対策について」における新たな少子化対策の推進の概要

平成17年度から実施している「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じつつ総合的に子育て支援策を講じるとともに、働き方の改革が必要であり、次のような施策を推進する。以下の施策については、歳出・歳入一体改革の中で必要な財源の確保とあわせて、平成19年度予算編成過程において検討するものとする。税制面においても少子化対策を推進する観点からの必要な措置を検討するものとする。

(1) 子育て支援策

<p>新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)</p>	<p>出産費用の負担軽減(から)の施策を図り、安心して出産できる環境整備を推進するとともに、子どもが乳幼児期にある子育て家庭を支援する。 出産育児一時金の支払い手続きの改善 妊娠中の健診費用の負担軽減 不妊治療の公的助成の拡大 妊娠初期の休暇などの徹底・充実 産科医等の確保等産科医療システムの充実 児童手当制度における乳幼児加算の創設 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築</p>
<p>未就学期(小学校入学前まで)</p>	<p>子育ての喜びを感じながら育児ができるように子育て家庭への支援と地域の子育てサービスの充実を図る。 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充 待機児童ゼロ作戦の更なる推進 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充 小児医療システムの充実 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討 育児休業や短時間勤務の充実・普及 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進 子どもの事故防止策の推進 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実</p>
<p>小学生期</p>	<p>放課後時間を有意義に過ごすことができるとともに、登下校時等の安全を確保する。 全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策</p>
<p>中学生・高校生・大学生期</p>	<p>教育費負担の軽減を図るとともに、学生のベビーシッターを養成する。 奨学金の充実等 学生ベビーシッター等の推奨</p>

(2) 働き方の改革

若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等「再チャレンジが可能な仕組みの構築」を推進するとともに、企業の子育て支援の推進や長時間労働の是正等、従来働き方を改革する。

- 若者の就労支援
- パートタイム労働者の均衡処遇の推進
 - 女性の継続就労・再就職支援
 - 企業の子育て支援の取組の推進
 - 長時間労働の是正等の働き方の見直し
 - 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

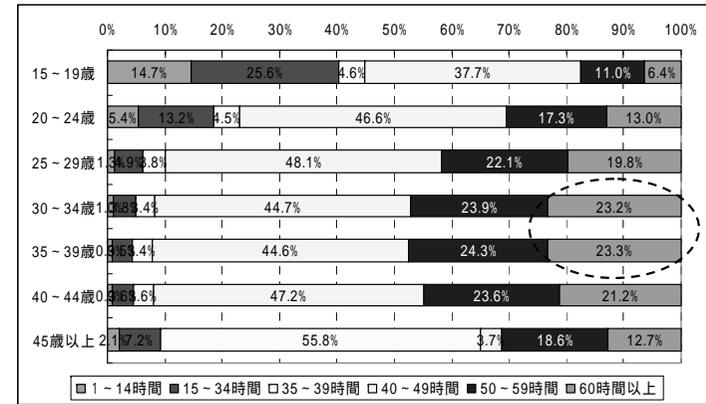
- 子育てを支援する税制等を検討
- 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
- 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
- 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
- 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
- 食育の推進
- 家族用住宅、三世帯同居・近居の支援
- 結婚相談業に関する認証制度の創設

資料)少子化社会対策会議「新しい少子化対策について」(平成18年6月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

子育て期にある30歳代の就業時間は最も長く、2割以上が週に60時間以上。

「次世代育成支援対策推進法」においては、事業主が行動計画を策定・実施し、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことで都道府県労働局長がその事業主を認定することとなっている。

図表4-11 男性の年齢階級別1週間の就業時間



資料)総務省「国勢調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表4-12 一般事業主行動計画の内容に関する事項

301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成16年度末までに「一般事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日以降、速やかに届け出なければならない。雇用する労働者が300人以下の事業主には、同様の努力義務がある。

<p>1. 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠中及び出産後における配慮 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進 育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度の実施 育児休業期間中の代替要員の確保や育児休業中の労働者の職業能力の開発・向上等、育児休業を取得しやすい、職場復帰しやすい環境の整備 短時間勤務制度やフレックスタイム制度の実施等、労働者が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施 事業所内託児施設の設置及び運営 子育てサービスの費用の軽減の実施 より利用しやすい子どもの看護のための休暇の措置の実施 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施 等
<p>2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーケーション等の導入・拡充や企業内の意識啓発等による所定外労働の削減 年次有給休暇の取得の促進 短時間勤務や隔日勤務等の多様な就業ワークシェアリングの実施 テレワーク(ITを利用した場所・時間にとらわれない働き方)の導入 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発
<p>3. その他の次世代育成支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 託児室・授乳コーナーの設置等による子育てバリアフリーの推進 地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施 子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施 企業内における家庭教育に関する学習会の提供 インターンシップやトライアル雇用等を通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進

資料)厚生労働省HPより三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

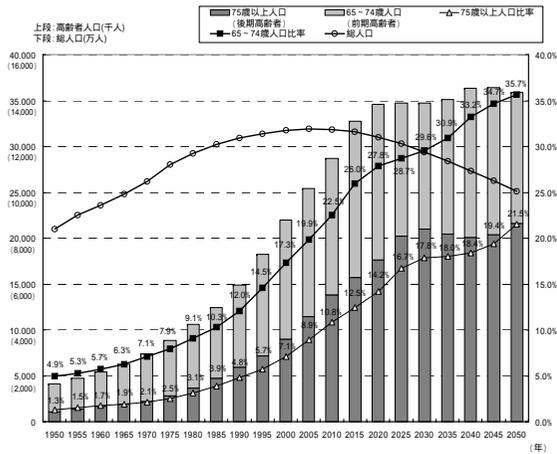
5. 超高齢化社会の到来

(1) 近年の社会動向

- * 高齢者人口の急増により社会保障給付が急増しており、その管理・抑制を図るため、各種制度改革が進められている。
- * 介護保険財政の悪化や軽度者の生活機能の悪化を防ぐため、予防重視型のシステムの確立、施設給付の見直し等を中心とした介護保険制度改革を実施された。
- * 団塊世代の定年退職等の問題(2007年問題)を受け、65歳までの雇用機会の確保を促進するため、2006年4月から高齢者雇用確保措置が施行された。
- * 今後も高齢化率は一層上昇していくこと、また、身体障害者の高齢化が進んでいることを踏まえ、高齢者や障害者等が暮らしやすい社会の構築が求められている。

今後、総人口は緩やかに減少していくのに対し、前期高齢者比率、後期高齢者比率は急激に上昇している。

図表5-1 高齢者人口の推移と将来推計



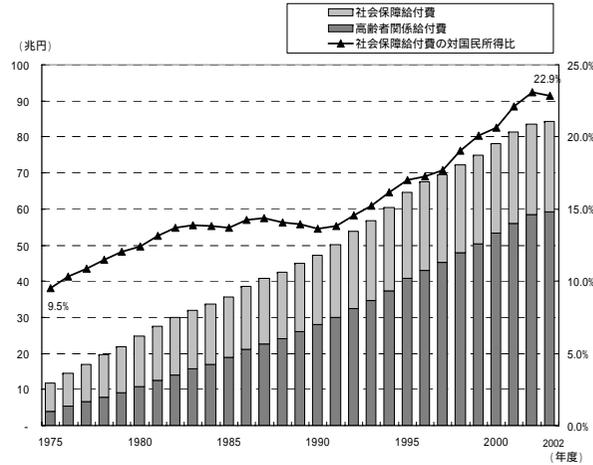
資料)総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」、より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
*2000年までは実測値、以降は推計値を掲載。なお人口推計値として中位推計を掲載。

(2) まちづくりへの影響と課題

- 介護保険制度改革を受け、介護予防ケアマネジメントを担う「地域包括支援センター」、地域特性に応じたサービスを可能にするため「地域密着型サービス」の創設など、介護サービスの見直し、新規サービスの導入とそのための体制整備が求められる。
- 高齢者のまちづくり活動への参加を促す仕組みが必要である。また、団塊世代のノウハウを活かしたまちづくりが期待される。
- 各種施設のバリアフリー化の推進、バリアフリー住宅の建築・改修に対する助成等の取り組みが今後も期待される。

高齢者関係の社会保障給付費の増加が、社会保障給付総額を年々増大させている。

図表5-2 社会保障給付費の推移

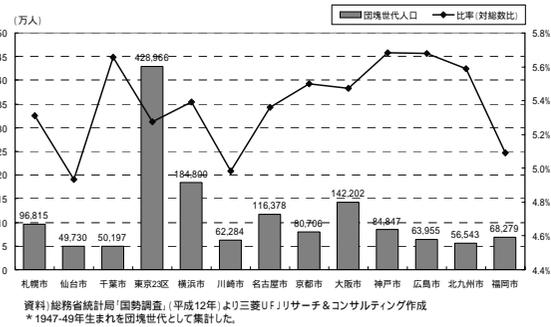


資料)国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
*高齢者関係給付費は、年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、高齢者雇用継続給付費の合計値である。

5. 超高齢化社会の到来

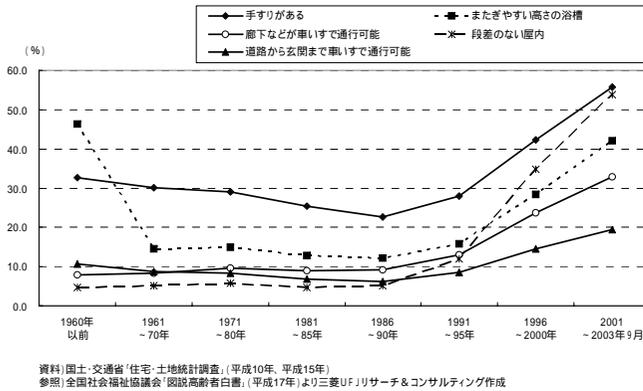
東京都区部には、団塊世代が極めて多く居住している。

図表5-6 13大都市における団塊世代の人口と人口比率



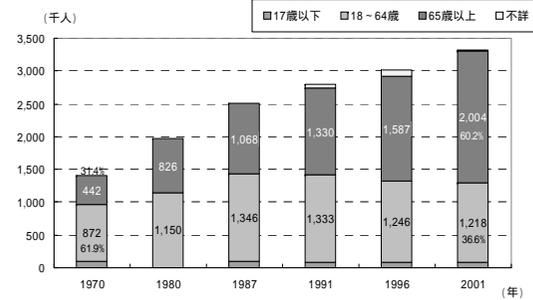
近年、高齢者対応設備を有する住宅の比率が高まっている。

図表5-7 建築時期別の高齢者対応の設備を有する住宅比率



身体障害者の高齢化が年々進んでいる。

図表5-8 年齢階層別障害者数の推移(身体障害者・在宅)



図表5-9 年齢階層別の身体障害者数(在宅)の対人口比(対千人)

年齢階層	対人口比(対千人)
0-17歳	3.6
18-19歳	3.7
20-29歳	3.9
30-39歳	5.4
40-49歳	13.0
50-59歳	24.2
60-64歳	46.5
65-69歳	72.1
70歳以上	96.2

資料)厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成13年)
参照)厚生労働省「障害者白書」(平成18年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

[近年の障害者施策の動向]

障害者の雇用促進に関する取り組み

障害者の就業機会の拡大による職業的自立を図るため、2005年に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が改正。(06.4施行)
精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援 / 等

障害保健福祉施策の推進

身体障害者福祉法等の改正により、2003年4月から障害者福祉サービスは「措置制度」から、契約によりサービスを選択する「支援費制度」へ移行。
サービスの質・量を維持しつつ、増大する費用の問題に対処するため、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別にサービス提供の枠組みが分かれていた状況を改めることを目的とした「障害者自立支援法」が2006年4月から一部施行。
市町村が一元的にサービスを提供する仕組みの創設、利用者負担の見直し、国の財政責任の明確化

6. 安全・安心社会への要請

(1) 近年の社会動向

- * 阪神大震災の被害を教訓とし、減災社会の構築のため、大規模災害の被害抑制に関する取り組みが進められている。
- * 犯罪検挙率が低下する一方、殺人・強盗・放火等の重要犯罪が増加しており、治安・防犯に対する社会的な不安が高まっている。
- * 外国からの武力攻撃、国際テロ組織等の活動に対する脅威に対応するため、国民保護法制が整備されている。

(2) まちづくりへの影響と課題

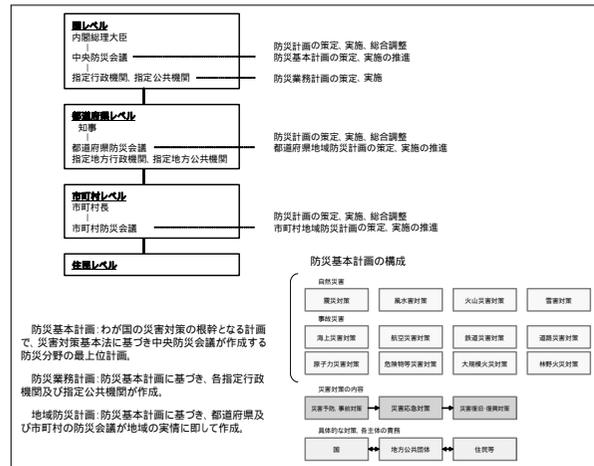
地域防災力の向上(耐震、耐火住宅の整備)、防災拠点を整備するとともに、防災ボランティアや防災まちづくりによる共助の取り組みの促進、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定、推進が求められている。

地域特性にあった自主防犯活動の取り組み支援や交番機能の強化、犯罪防止に配慮した防犯環境設計に基づく、犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進が求められている。

地方公共団体は国民保護措置を図る重要な主体として、都道府県は平成17年度中、市町村は平成18年度を目途に、国民保護計画を策定。

わが国では防災組織体制が一体的に整備され、計画的な防災対策が進められている

図表6-1 防災組織体制と防災計画の体系



資料「内閣府「わが国の災害対策」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

迫り来る首都直下型地震への対応策の検討が進められている

図表6-2 首都直下型地震による被害想定と地震防災戦略

【首都直下地震の被害想定】〔中央防災会議専門委員会、H16.12、H17.2〕

18ケースの直下地震を想定、震度分布等をもとに被害想定
東京湾北部を震源とするM7.3のケース

- ・死者数：約1万1千人
- ・建物全壊棟数：約85万棟
- ・経済被害：約112兆円(国家予算の約1.4倍 最大値)

主な特徴(各種の中核機能が集積する首都地域の特性を反映)
火災による建物・人的被害(最大、建物全壊棟数の77%、死者数の55%)
全国に影響が波及する間接的な被害種が全体の経済被害の約4割
最大650万人の大規模な帰宅困難者の発生(1都3県常住人口の約2割)

【首都直下地震対策大綱】〔中央防災会議専門委員会、H17.9〕

<首都直下地震対策の柱>

首都中核機能の継続性確保
震災後3日程度を念頭に置いた目標と対策

膨大な被害への対応(地震に強いまちの形成)
計画的な予防対策、広域防災体制の確立
復旧・復興対策、帰宅困難者への対応、
地域防災力・企業防災力

国民運動の展開(公助・自助・共助)

【首都直下地震の地域防災戦略】〔中央防災会議専門委員会、H18.4〕

減災目標
今後10年間で死者数(想定)を半減
具体目標
住宅・建築物の耐震化(耐震化率:75%・90%)
密集市街地の整備(不燃領域率:40%以上)

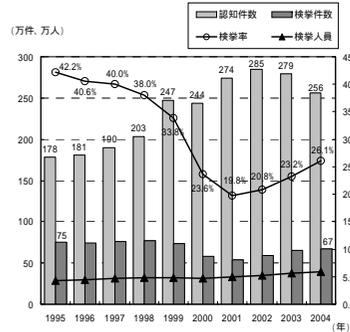
減災目標
今後10年間で経済被害額(想定)を4割減
具体目標(項目)
復旧費用軽減対策、企業による事業継続
交通ネットワーク早期復旧対策

資料「内閣府「防災に関しての措置の概況」～平成17年度の防災に関する計画～(防災白書)」「平成17年中央防災会議「首都直下地震の地震防災戦略(案)」(平成18年4月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

6. 安全・安心社会への要請

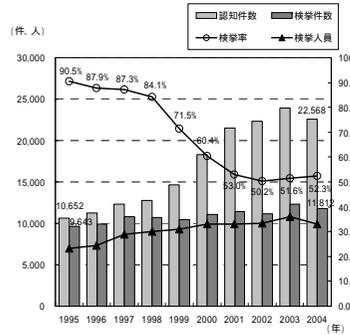
刑法犯の検挙率が低下する一方、重要犯罪や外国人犯罪が増加傾向にある

図表 6-3 刑法犯の認知・検挙状況の推移



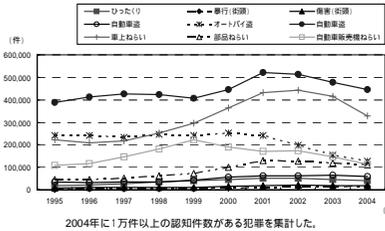
資料)警察庁「警察白書」(平成17年度)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 6-5 重要犯罪の認知・検挙状況の推移

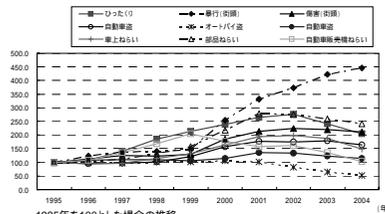


資料)警察庁「警察白書」(平成17年度)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 6-4 主な街頭犯罪の認知件数の推移

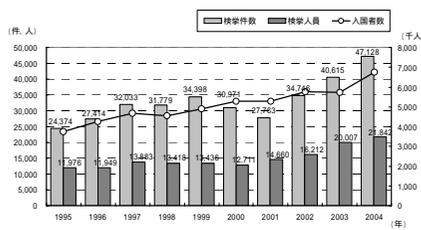


2004年に1万件以上の認知件数がある犯罪を掲げた。



1995年を100とした場合の推移
資料)警察庁「警察白書」(平成17年度)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

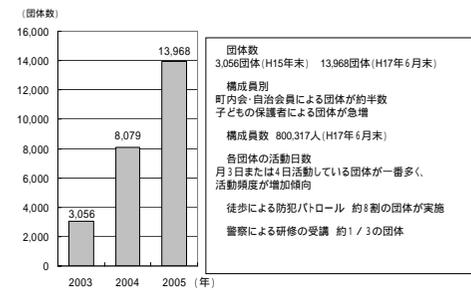
図表 6-6 外国人入国者数及び来日外国人検挙状況の推移



資料)警察庁「警察白書」(平成17年度)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

防犯ボランティア団体の活動が活発化している

図表 6-7 防犯ボランティア団体数の推移とその概要



団体数
3,056団体(H15年末) 13,968団体(H17年6月末)

構成員別
町内会・自治会による団体が約半数
子どもの保護者による団体が急増

構成員数 800,317人(H17年6月末)

各団体の活動日数
月3日または4日活動している団体が一番多く、
活動頻度が増加傾向

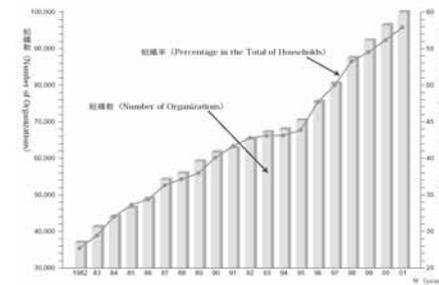
徒歩による防犯パトロール 約3割の団体が実施

警察による研修の受講 約1/3の団体

資料)犯罪対策関係会議資料(平成17年12月)
国家公安委員会・警察庁「総合評価書」(平成17年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

自主防災組織が増大するとともに、組織率が向上している

図表 6-8 自主防災組織の組織率と組織数



資料)内閣府「わが国の災害対策」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

7. 文化の魅力・国際交流の重要性

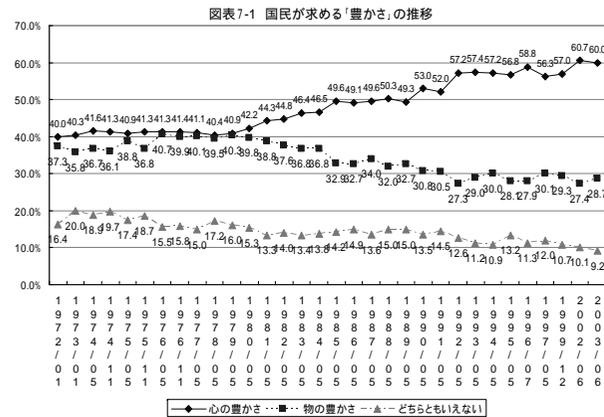
(1) 近年の社会動向

- * 国民の「心の豊かさ」を求める傾向は年々強くなっており、国においても、地域文化で日本全体を元気にする事を提言するなど文化の魅力を活かした活性化に取り組んでいる。
- * 今後の国際競争の中で、規模の競争が望めない日本は、「文化の魅力」による優位性を確保することが必要であり、そのための生活文化創造産業の発展による新しい「ブランド」の構築が可能とされている。
- * 外国人登録者数は年々増加傾向にあるとともに、今後人口減少社会を見据えた外国人労働者の受け入れの促進により今後も増加すると想定される。
- * 訪日外客数は堅調に増加しているが、世界全体では32位と今後の改善が期待される。
- * 旅行・観光産業の経済波及効果が大きいことも受け、国をあげての訪日外客数増加に向けた取り組み(ビジット・ジャパン・キャンペーン)が展開されている。

(2) まちづくりへの影響と課題

- 人口減少社会に入り、規模の競争から、文化の魅力を活かした地域活性化への地域活性化戦略の転換が求められる。
- 既存のコンテンツ産業などの生活文化創造産業の発展を促すとともに、これらの産業・技術を支える人材育成が求められる。
- 今後増加すると考えられる外国人居住者(労働者)に対し、地域住民との共生や適切な居住環境の確保等の対応が求められる。
- 国の取り組みと連携した、訪日外客数の受け入れ態勢の構築が求められる。

「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を求める割合が、1980年以降増加傾向にある。



出典)文化庁「我が国の文化行政」(平成17年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

文化審議会文化政策部会では、地域文化を振興し、日本全体を「文化力」で元気にすることを提言。

図表7-2 「地域文化で日本を元気にしよう!」の概要

地域文化を振興する意義

人の心の豊かさを創出するなどの本質的な意義に加えて、文化には人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力(文化力)がある。

地域における文化の現状

地方公共団体の文化関係経費は財政の厳しさを反映し文化施設建設費を中心に減少しているが、住民の要望の重点もハードからソフトへ質的な充実の方向に移行しつつある。行政主導の文化振興から、住民、文化団体、企業等と行政との連携協力型の展開に変化してきている。

課題と事例・活性化に向けて

7つの課題(文化力の結集・人材育成と登用・子どもたちの文化芸術活動への支援等)27の事例(具体的な団体の活動を紹介・インターネット上で簡単なアクセスが可能)今後関係者に期待される具体的な役割と取組みにつき、住民・文化芸術団体・大学等・企業等・地方公共団体・国の6者について提言。

注)同報告書は、文化審議会文化政策部会が2005年2月2日に公表したもの
資料)文化庁「我が国の文化行政」(平成17年)

7. 文化の魅力・国際交流の重要性

「文化の魅力」は今後の国際競争の中で重要性を増す。

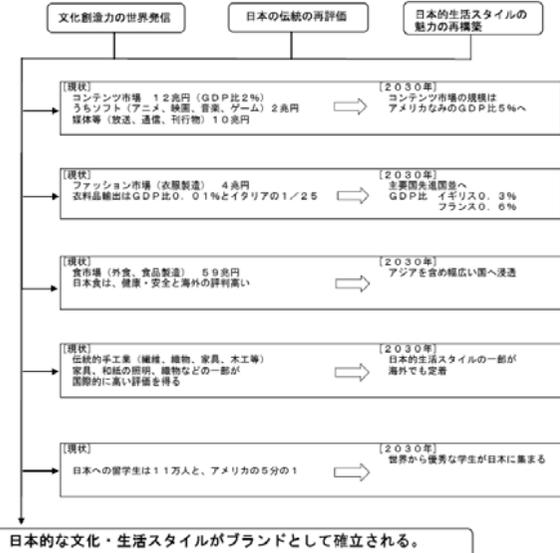
図表7-3 「文化の魅力」の有効性

情報化が進む中では、各国の影響力の源泉は物理的な資源力、技術力、経済力から、次第に知識やエンターテインメントを含む文化に移ってくる。また、アジアの多くの地域で貧困からの脱出が進むにつれ、次第に「豊かさ」の追求から「生活の楽しさ」に重点が置かれるだろう。このように、情報化が進む中で世界的に文化や生活の楽しさの重要性が増大し、「生活・文化の魅力」が重要な競争力の一つとなる。そうすると、必ずしも絶対的な経済規模を持つ国が有利とは限らない。このことは、人口減少によって従来のような「規模の競争」が望めない日本にとって、大きなチャンスである。独自の文化を基礎に、楽しさを実現する本物のコンテンツを持った国が世界の人々を惹きつけ、「文化創造立国」として生活・文化の魅力における優位を築くことができる。

資料)「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会競争力WG「日本21世紀ビジョン 競争力WG報告書」(平成17年4月)

日本の生活文化創造産業は、今後とも発展を続け、新しい「ブランド」を確立する

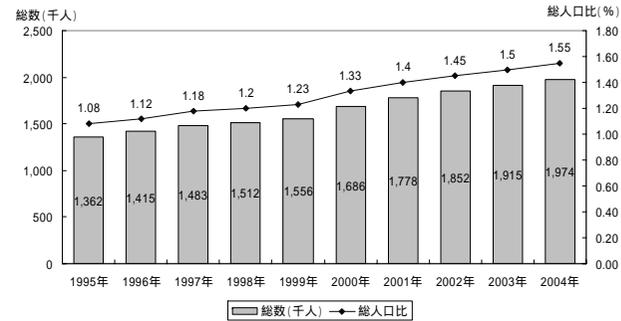
図表7-4 生活文化創造産業の現状と展望



資料)「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会競争力WG「日本21世紀ビジョン 競争力WG報告書」(平成17年4月)

外国人登録者数は年々増加傾向にある

図表7-5 外国人登録者数の推移



資料)法務省「平成17年版出入国管理」(2005年9月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

人口減少社会に対応するためには、専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れを進めるとともに、非専門的・技術的分野の労働者の受け入れも検討するとしている。

図表7-6 第3次出入国管理基本計画における、人口減少社会に対する対応方針

少子・高齢化に伴う人口減少社会への対応は、少子化対策、女性・高齢者の労働力率向上対策など様々な分野の施策と併せて検討されるべきものであるが、出入国管理行政としても、人口減少時代における外国人労働者受け入れの在り方を検討すべき時期に来ていると考えられる。

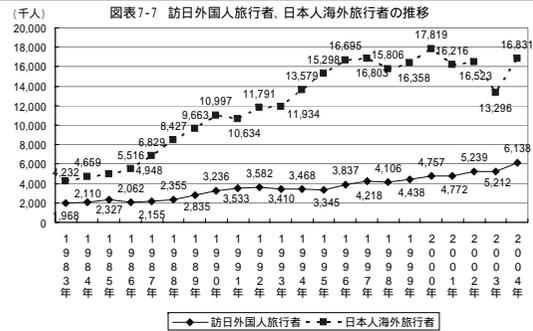
生産年齢人口が大幅に減少していく中においては、まず、専門的、技術的分野における外国人労働者の受け入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的、技術的と評価できるものについては、経済、社会の状況の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく。

さらに、そのような生産年齢人口の減少の中で、我が国経済の活力及び国民生活の水準を維持する必要性、国民の意識及び我が国の経済社会の状況等を勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて着実に検討していく。その際には、新たに受け入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受け入れ要件を検討するだけでなく、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分勘案する必要がある。その中には例えば国内の治安に与える影響、国内労働市場に与える影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等多様な観点が含まれる。

資料)法務省「第3次出入国管理基本計画」(平成17年3月)より抜粋

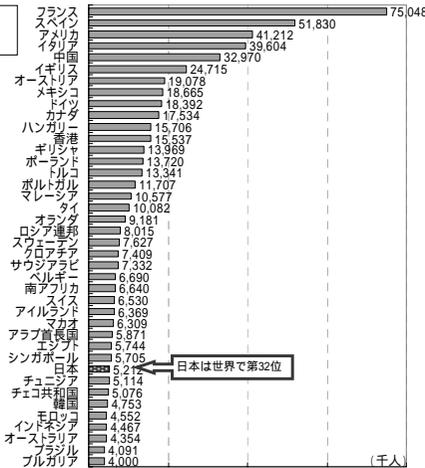
7. 文化の魅力・国際交流の重要性

訪日外国人旅行者、日本人海外旅行者ともに増加している。



資料)国土交通省「平成16年版観光白書」(平成16年7月)「平成17年版観光白書」(平成17年7月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

日本の外国人旅行者受け入れ数は世界で32位である。

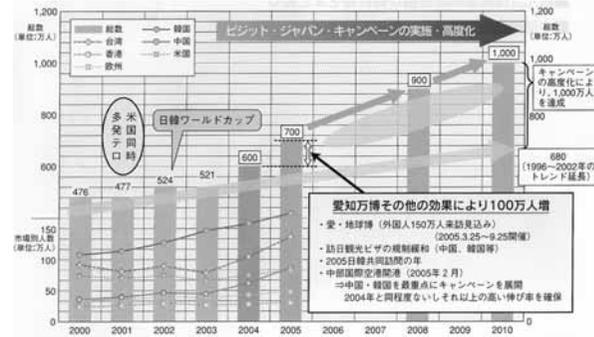


図表7-8 外国人旅行者受入数の国際ランキング(2003年)

資料)国土交通省「平成17年版観光白書」(平成17年7月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

国では、2010年訪日外客1,000万人を目標としたビジット・ジャパン・キャンペーンを展開している。

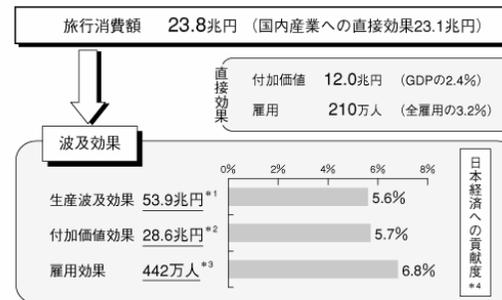
図表7-9 2010年訪日外客1,000万人達成へのロードマップ



資料)国土交通省「平成17年版観光白書」(平成17年7月)

旅行・観光産業は経済波及効果が大きく、我が国の有力な成長産業の一つとして期待されている。

図表7-10 旅行・観光産業の経済波及効果



*1 産業連関表国内生産額958.9兆円に対応(2000年)
 *2 国民経済計算における国内総生産501.5兆円に対応(2003年度)
 *3 国民経済計算における就業者数6,514万人に対応(2002年度)
 *4 ここで言う貢献度は全産業に占める比率

資料)国土交通省「平成17年版観光白書」(平成17年7月)

8. 持続可能な都市への要請

(1) 近年の社会動向

* 2005年2月、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が発効し、2012年までに我が国は基準年比6%削減が義務づけられた。しかしながら、現在の排出量は増加傾向にあり、今後、環境負荷の小さな都市づくりなど、温室効果ガス排出量の削減に向けたさらなる取組が求められている。

* 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動から、資源を最大限有効に活用する循環型社会へ移行するため、国民生活全般や個別産業ごとの取組を義務づける法制度が相次いで整備されている。

(2) まちづくりへの影響と課題

温室効果ガス排出量の削減、ゴミ排出量の削減などに向け、移動時における自動車から公共交通機関への利用転換や、リユースやリサイクル可能な商品の購入促進など、環境負荷低減のための具体的取組の拡充が求められる。

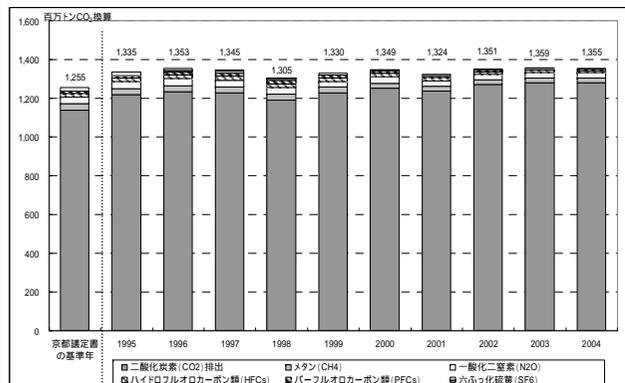
一方で、こうした社会の要請を受け、環境にやさしい生活様式や、企業活動を支える新たな環境ビジネス創出が期待される。

また、日常生活で環境向上に向けた意識を醸成するため、環境分野で活動する市民団体等を中心に、広く住民の環境に対する意識を高めていく活動が求められる。

温室効果ガス総排出量は、近年は横ばいであるが、基準年比8.0%増

産業部門は減少傾向だが、家庭、運輸、業務その他部門などでは、2~4割程度増

図表8-1 日本の温室効果ガス排出量の推移

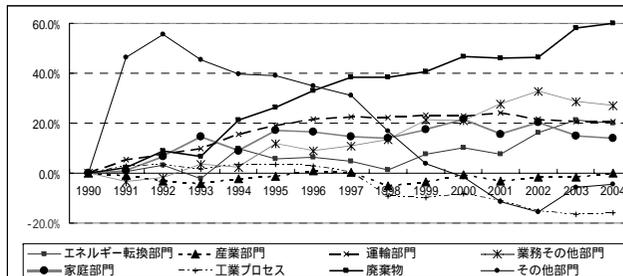


資料) 温室効果ガスインベントリオフィス資料より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成
備考) CO₂、CH₄、N₂Oの基準年は1990年、その他は1995年

備考) 下段は各部門の直接の排出量の割合を、また、上段は、電気事業者の発電に伴う排出量及び熱供給事業者の熱発生に伴う排出量を電力消費量及び熱消費量に応じて最終需要部門に配分した後の割合。

資料) 環境省「平成18年版環境白書」より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

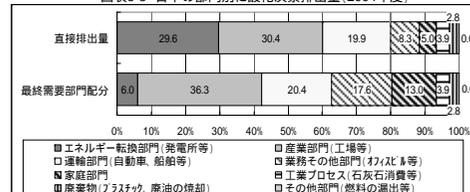
図表8-2 日本の部門別二酸化炭素排出量の増減率



資料) 温室効果ガスインベントリオフィス資料より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成
備考) 基準年(1990年)に対する各年の比率

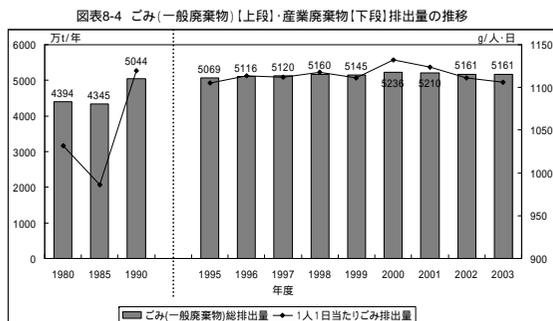
最終需要での排出量は、産業部門4割弱、運輸部門2割、家庭部門2割弱

図表8-3 日本の部門別に酸化炭素排出量(2004年度)



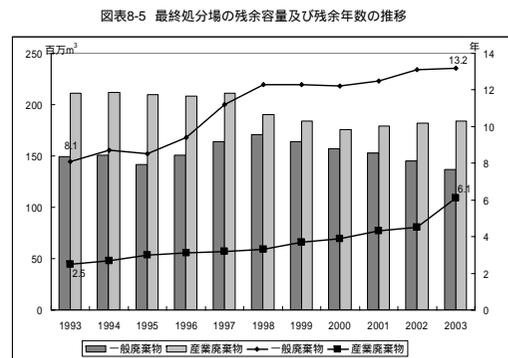
8. 持続可能な都市への要請

廃棄物排出量は近年横ばいだが、1980年代よりは高水準で推移



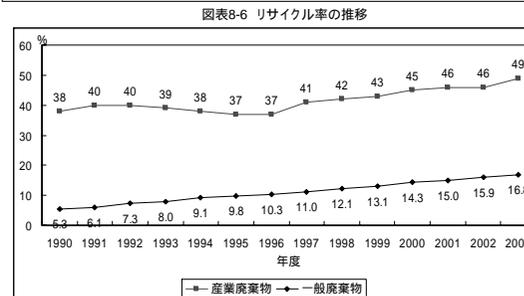
備考)「ごみ総排出量」=「計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量+自家処理量」
 グラフ中の値はいずれも排出量
 資料)環境省「平成18年版循環型社会白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

最終処分場の残余年数は増加傾向にあるが、10年前後と依然として厳しい状況にある



備考)左軸:残余容量(棒グラフ)、右軸:残余年数(折線グラフ)
 資料)環境省「平成18年版循環型社会白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

リサイクル率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに増加傾向にある



備考)一般廃棄物リサイクル率(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)
 産業廃棄物リサイクル率(直接再生利用量+中間処理後再生利用量)/排出量
 資料)環境省「平成18年版循環型社会白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

8. 持続可能な都市への要請

生活環境や地球環境向上のための取組を義務づける法制度が相次いで整備されている。

図表8-7 環境関連法制度の例

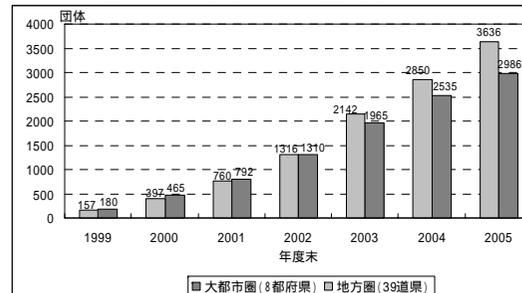
分野	法制度名
資源循環(リサイクル)	各種リサイクル法(2000～2005年)施行
制度の概要: 容器包装(全面施行2000年)、家電(同2001)、食品(同2001)、建設(同2002)、自動車(同2005)など、各種法律により、リサイクルへの取組の義務づけられた。	
分野	法制度名
地球環境・エネルギー	グリーン購入法(2001年)施行
制度の概要: 国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進し、また、事業者、国民に対しても同様の行為を促すことで、環境負荷の小さな社会の構築を目指す。	
分野	法制度名
大気汚染	「NOx・PM法」(2001年)施行
制度の概要: 対策地域内でトラック・バス等及びディーゼル車に関してNOx及びPMの排出量がより少ない(排出基準に適合した)車の利用を促進するための規制を課している。	
分野	法制度名
化学物質	「化学物質排出把握管理促進法」(2001年)施行
制度の概要: 工場などから排出される化学物質の排出状況を把握し、都道府県への報告を義務づける法律で、事業者の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防ぐことを目指す。	
分野	法制度名
事業活動全般	「環境配慮促進法」(2005年)施行
制度の概要: 事業者が環境報告書などを通じ、環境情報の開示を進め、その情報が社会の中で積極的に活用されるよう促すことを目的とした法律で、国や特定事業者への環境配慮状況の公表を義務づけたほか、自治体や大企業には努力義務を課している。	

資料) 各種資料より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

備考) 環境ビジネスの市場規模推計にあたって分類に利用した「The Environmental Goods & Services Industry (OECD, 1999)」では、環境ビジネスは「水、大気、土壌等の環境に与える悪影響」と「廃棄物、騒音、エコ・システムに関連する問題」を計測し、予防し、削減し、最小化し、改善する製品やサービスを提供する活動、として定義されており、当推計では、この定義に該当すると思われる各ビジネスについて、各種データをもとに2000年の市場規模を算出し、過去のトレンドなどから2010年及び2020年の市場規模を推計。

環境分野のNPO法人は、大都市圏、地方圏ともに増加傾向

図表8-8 環境分野で活動するNPO団体数の推移



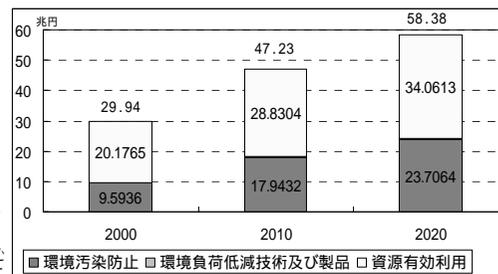
備考) 第5号「環境の保全を図る活動」として記載されている団体数

8都府県: 東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、京都、大阪、兵庫

資料) 内閣府国民生活局ウェブサイトより三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

環境ビジネス市場は拡大傾向で、2020年には58兆円市場と2000年の2倍に

図表8-9 環境ビジネスの市場規模の現状と将来予測



資料) 環境省「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測」(2003)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

9. ライフスタイルの多様化

(1) 近年の社会動向

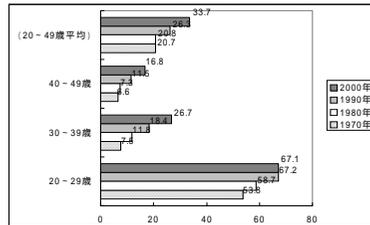
- * 晩婚化や離婚の増加、少子化の進展により、標準的な家庭世帯が減少し、単身世帯や子どものいない世帯などが増加し、世帯類型の多様化が進展。
- * 若年層の雇用を取り巻く環境の悪化や就業意識の変化などから、学校卒業後に無業者やフリーターとなる人々が増加しており、中期的にはこうした就業形態の多様化は若年層に限らず、中高年にも及ぶ。
- * こうした中、仕事は所得を得る手段と割り切り、生きがいは公益的活動や地域活動などに見出す人々が増加。
- * 現状は参加していない人々も潜在的な参加意欲は高く、今後こうした活動は一層活性化することが見込まれる。

(2) まちづくりへの影響と課題

- 世帯類型や価値観の多様化に伴う行政需要の変化を見据えて、行政サービスを柔軟に見直すことのできる体制の整備が必要
- 若年層を中心とした区民の安定した生活基盤の確保に向けた、就業支援の一層の強化が必要
- 公益的活動への区民の意識の高まりを捉えた、区民との協働のもとにまちづくりを進める仕組みを確立することが必要
- 区民のまちづくり参加の潜在的ニーズを顕在化させるため、参画のきっかけづくりや活動支援などの取組の強化が必要

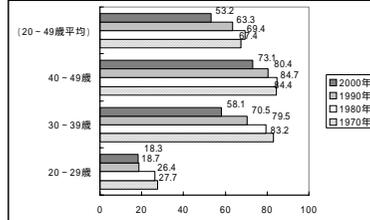
単身世帯の増加や少子化により世帯類型の多様化が進展

図表9-1 世帯主年齢別単身世帯比率の上昇



資料)「国勢調査」総務省より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

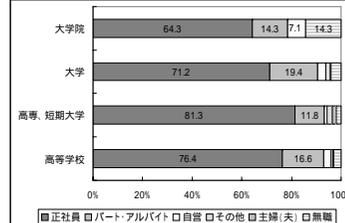
図表9-2 世帯主年齢別子どものいる世帯の比率の低下



資料)「国勢調査」総務省より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

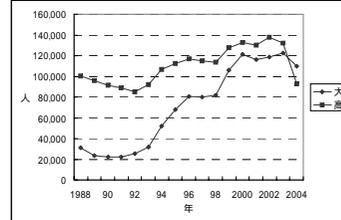
ニートは景気回復により改善、フリーターは今後も増加見込み

図表9-3 最終学歴別新卒、中退後の就業形態



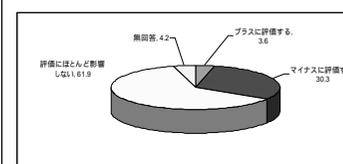
資料)「若年層の意識実態調査」(2003年)内閣府より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表9-4 卒業後無業者数の推移



資料)「国民生活白書」(2005年)内閣府より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表9-5 企業からみたフリーター経験の評価

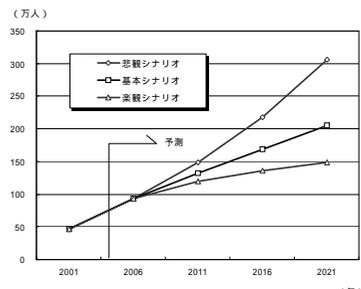


資料)「雇用管理調査」(2004年)厚生労働省より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

1. 文部科学省「学校基本調査」により作成。
2. 高卒の「無業者」とは、進路が未定であることがあきらかでない「大学進学者」、専修学校進学者、及び「就職者」などのいずれにも該当しない人。
3. 大卒の「無業者」とは、進路が未定であることがあきらかでない「臨時的な収入を目的とする仕事に就いた人」、「就職者」及び「進学者」などのいずれにも該当しない人。

9. ライフスタイルの多様化

図表9-6 フリーター人口とその将来予測



(注1) シナリオの定義は本文中と同じ
 (注2) 中年フリーターは35歳以上になってフリーターのままである者
 フリーターの定義は内閣府に同じ。
 (注3) 35歳以上の新規若年フリーターは含まれない
 (出所) 内閣府「国民生活白書」(平成15年版)及び図表6のフリーター
 労働率を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティングで試算

基本シナリオ：若年フリーター人口は横ばい推移

	2001年	2006年	2011年	2016年	2021年
若年フリーター	417	417	417	417	417
中高年フリーター	46	39	132	169	205
合計	463	510	549	586	622

楽観シナリオ：若年フリーター人口は年5%ずつ減少

	2001年	2006年	2011年	2016年	2021年
若年フリーター	417	323	250	193	149
中高年フリーター	46	33	119	136	148
合計	463	416	369	329	297

悲観シナリオ：若年フリーター人口は年5%ずつ増加

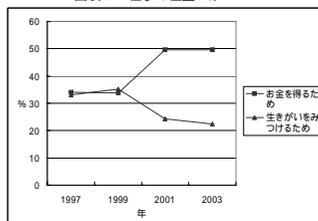
	2001年	2006年	2011年	2016年	2021年
若年フリーター	417	532	679	867	1106
中高年フリーター	46	33	148	217	306
合計	463	625	827	1084	1412

(注) 若年フリーターは前提条件、シャドー部分は予測

出典)「増加する中高年フリーター」
 三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査レポート

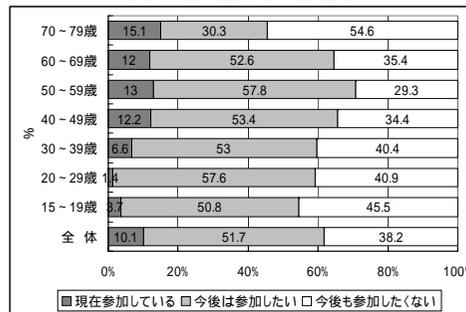
公益的活動への参加意向が高まっている

図表9-7 仕事の位置づけ



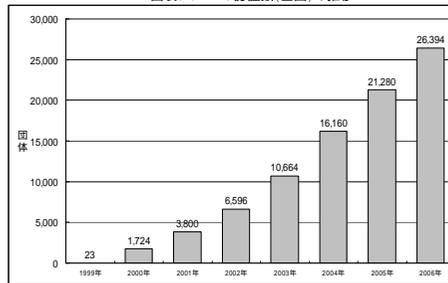
資料)「国民生活に関する世論調査」内閣府より
 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表9-9 地域活動への参加実態と意欲



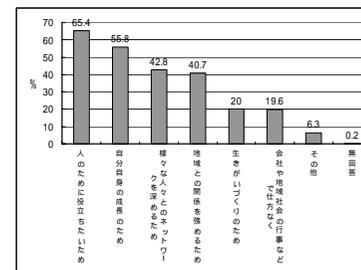
資料)「国民生活選好度調査」(2004年)内閣府より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表9-8 NPO認証数(全国)の推移



資料)内閣府資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表9-10 ボランティア活動への参加目的



注:過去1年間にボランティア活動をした
 勤労者491人の活動目的(複数回答)

資料)「勤労者のボランティア活動に関する意識調査」
 (2003年)厚生労働省より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

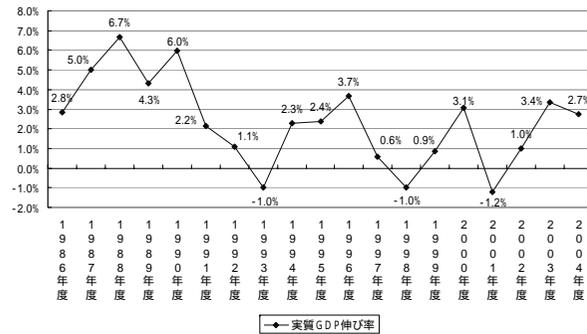
10. 経済のグローバル化

(1) 近年の社会動向

- * 1990年代以降、わが国の実質GDPの成長率は低下しており、マイナス成長も記録している。しかし、近年プラス成長を続けており、緩やかな回復基調にある。
- * 各種将来予測によれば、高齢者などの労働力率の高まりや生産性の向上等により、人口減少・高齢化の影響をカバーし、概ねプラス成長を維持する見通しとなっているが、悲観的なシナリオでは、マイナス成長も予想される。それに対して、アジア各国は高い経済成長を続ける。
- * 産業構造については、今後とも非製造業の割合が増加する。製造業についてはロボットや先端医療機器などの先端型産業が、非製造業は、コンテンツ産業や観光・教育、医療等が大きな役割を担うと想定される。
- * 製造業の海外投資は堅調に推移しており、経済のグローバル化が進んでいる。

1990年代以降GDP成長率は低下しているが、近年緩やかな回復基調にある。

図表10-1 実質GDP(年度)の伸び率の推移



注) GDPは平成7年度基準
資料) 内閣府「国民経済計算年報(各年)」; 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(2) まちづくりへの影響と課題

- 今後経済全般がプラス成長を維持することができれば、地域経済の活性化が期待できる。ただし、今後の財政構造改革の取り組みや女性・高齢者の就業環境の改善に失敗した場合、地域経済が沈下するおそれもある。
- 今後成長が予想される産業に対応できるよう、地域産業の適切な構造変化を進める事が求められる。
- 特に、経済のグローバル化に対応するため、技術力の向上に取り組む必要がある。

政府等の予測では、財政構造改革や女性・高齢者の就業環境改善などにより、概ねプラス成長を維持すると考えられている。

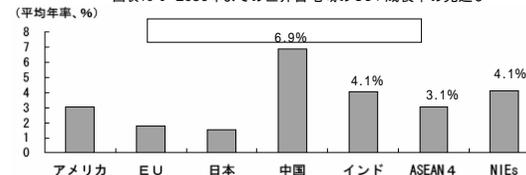
図表10-2 各種長期経済予測における実質GDP成長率の予測

資料名	予測主体	公表年月	ケース	2000-05	2005-10	2010-15	2015-20	2020-25	2025-30
日本21世紀ビジョン	経済財政諮問会議	2005.4	-	1.0%	1%台半ば(2006-12)	2%程度(2013-20)		1%台半ば	
新世紀の日本経済 - 新たな成長ビジョンの構築 -	日本経済研究センター	2002.3	-	1.0%		2.3%		1.4%	-
21世紀・日本経済再生のシナリオ	日本経済研究センター	2001.3	停滞	0.3%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.2%	-
			中間	0.9%	1.0%	0.5%	0.3%	0.3%	-
			積極	1.4%	2.2%	1.0%	0.6%	0.5%	-

注) 経済財政諮問会議: 同会議に設けられた「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会
資料) 各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

今後ともアジアは先進国と比べても高い成長が続く

図表10-3 2030年までの世界各地域のGDP成長率の見通し

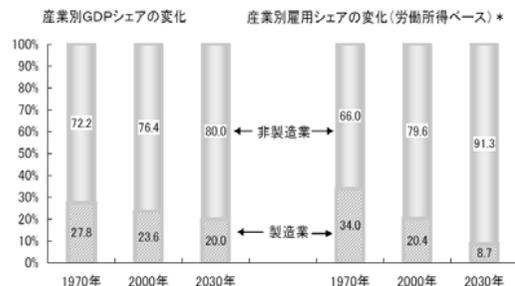


(備考) 1. 国際連合、世界銀行、IMF、Groningen Growth and Development Centre、内閣府、台湾統計局等を元に内閣府経済財政分析統括官室推計。
資料) 内閣府政策統括官室(経済財政分析担当)「世界経済の潮流 2004年秋」(平成16年11月)

10. 経済のグローバル化

わが国の産業構造は、今後非製造業の割合が増加し、製造業については燃料電池・ロボット・先端医療機器等のイノベーションによる新たな産業群が、非製造業については、メディアソフト、ファッション、食、国内観光、教育等に加えて医療・介護関連の新サービスが産業として大きな役割を持つとされる。

図表10-4 国内の産業別GDPシェア、雇用シェアの予測



(注) 1. 1970年、2000年は国民経済計算の実績値。
2. 2030年の雇用シェアは各部門に支払われた労働所得でみたもの。
3. 産業別シェアには、鉱業、農林水産業を含まない。

資料)「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会競争力WG「日本21世紀ビジョン 競争力WG報告書」(平成17年4月)

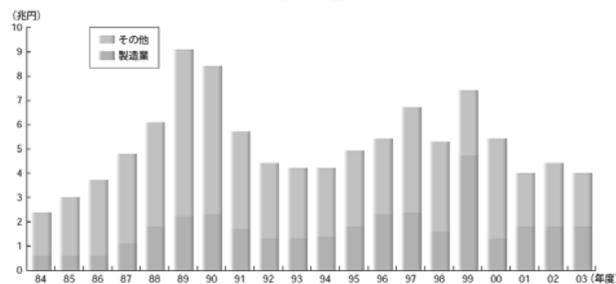
図表10-5 わが国の今後の成長産業に関する見通し

- 世界的にはアジアの製造業の生産の伸びが高い(年率6.1%程度)が、日本の製造業も、数多くのフロントランナーがイノベーションを主導する中で高い生産性の伸び(同2.8%程度)を確保することで、アジア諸国に対する競争力を維持し、年率0.8%増加する。
- 非製造業は、所得の増加がサービス需要を伸ばすことから、製造業を上回り年率1.5%程度で増加する結果、産業別のGDPに占める非製造業の割合が上昇する。
- 労働所得ベースでみた就業構造は、製造業がイノベーションを反映し、より労働節約的になるため、非製造業の雇用に占める割合が増大する。
- 2030年のより具体的な産業構造のイメージとして、製造業については、現在のフロントランナー(情報通信機器、半導体製造装置等)に加え、科学技術(燃料電池・ロボット・先端医療機器等)のイノベーションによる新たな産業群が成長を主導する。非製造業については、メディアソフト、ファッション、食、国内観光、教育等に加え、医療・介護関連の新サービスが産業として大きな役割を持つ。
- 日本のコンテンツ市場(アニメ、映像、音楽、ゲーム、メディア等)は、2030年には国内総生産の5%規模(現在のアメリカ並み)を見込むことができる(年率約6.7%の成長)。

資料)「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会「日本21世紀ビジョン」(平成17年4月)

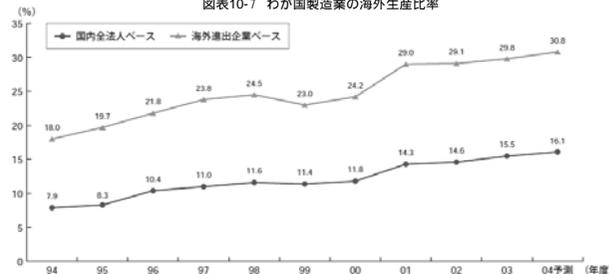
わが国の製造業は海外直接投資を継続しており、海外生産比率は堅調に増加している。

図表10-6 わが国の対外直接投資額



資料)経済産業省、厚生労働省、文部科学省「2005年版ものづくり白書」(平成17年6月)

図表10-7 わが国製造業の海外生産比率



備考: 1. 国内全法人ベースの海外生産比率=海外現地法人(製造業)売上高/(海外現地法人(製造業)売上高+国内法人(製造業)製造業売上高)×100
2. 海外進出企業ベースの海外生産比率=海外現地法人(製造業)売上高/(海外現地法人(製造業)売上高+本企業(製造業)製造業売上高)×100
3. 「海外現地法人」とは、「子会社(日本側出資比率が10%以上の海外法人)」と「孫会社(日本側出資比率が50%超の子会社が50%超の出資を行っている海外法人)」を指す。
4. 「海外進出企業」とは、「海外現地法人」を有する我が国企業を指す。
5. 2004年度は見込額として調査したもの。
6. 2001年度に業種分類の見直しを行ったため、2002年度以前の数値とは断層が生じている。

資料)経済産業省、厚生労働省、文部科学省「2005年版ものづくり白書」(平成17年6月)

11. 情報化・知的価値重視の時代

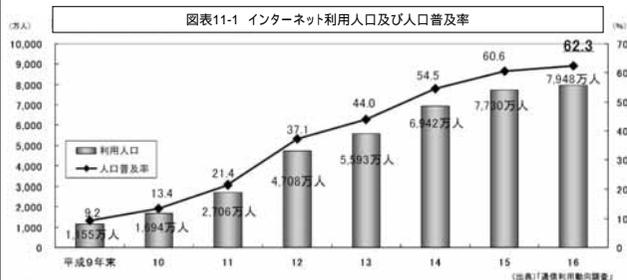
(1) 近年の社会動向

- * インターネット利用人口、ブロードバンド契約世帯数は堅調に増加している。
- * ITの活用による多様な分野における課題解決を推進するため、国を挙げての戦略が進められている。インターネットの利用状況を鑑みると、今後多様な分野でのITの活用が浸透すると想定され、すでに、情報収集、ショッピング、コミュニケーション、娯楽・コンテンツなどの分野では、ITの利用がかなり進んでいる。
- * インターネットはプラス・マイナスの両面で多様な分野側面での影響が想定されており、今後生活・産業・行政その他の多様な面でのITの影響が強まると考えられる。
- * わが国の経済活動において知的資産の果たす役割が拡大しており、すでに個別企業でみても、知的資産をはじめとした無形資産が重要視されている。

(2) まちづくりへの影響と課題

- ITの活用が進展することで、地域住民の働き方・住み方・人とのつながり方などの変化が想定され、行政サービスの展開においてもこうした変化を踏まえることが必要である。
- 上記のような変化に対応して、政策形成や政策の実施のあり方も見直す必要がある。
- ITの影響にはデジタルデバッドなどのマイナスの側面も想定されるため、情報弱者への対応策に留意する必要がある。
- 知的価値を生み出すための基盤となる人材育成等に注力する必要がある。また、自由な創意工夫と知的価値を生み出す時代においては、画一的な規制ではなく、健全な競争と公正を担保するためのルールの整備が求められる。

インターネット利用人口は堅調に増加しており、人口普及率は6割を超過している。

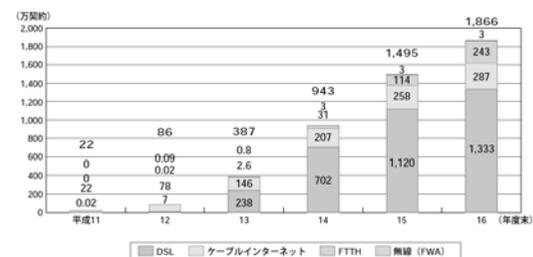


【注】上記のインターネット利用人口は、パソコン、携帯電話・PHS、携帯情報端末、ゲーム機・TV機器等のうち、1つ以上の機器から利用している6歳以上の者が対象。
 ※平成16年末の我が国の人口調査結果(注) 5%は、本調査で推計したインターネット利用人口7,948万人を、平成16年10月の全人口推計値7億2,764万人(国立社会保障・人口問題研究所「我が国の将来人口推計」)で割った値である(注)インターネット利用世帯数の注を参照。
 【注】平成9～12年末までの数値は「情報通信白書」平成12年まで「IT動向調査」より推計。平成13～16年末の数値は、通信利用動向調査の推計値。
 【注】横軸に示しているのは、調査対象となる世帯数を表している数字であり、平成12年末の数値は推計値かつ調査対象人口に比べて平成11年末までは15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末から6歳以上。

資料)総務省「ICT関連データ集」(http://www.ichotsusintokei.soumu.go.jp/newdata/ict_data/ict_data_top.htm)

ブロードバンドの契約世帯数も順調に推移しており、特にe-Japan戦略(平成13年)以降急速に増加している。

図表11-2 ブロードバンドの契約世帯数の推移



※平成16年は12月末の数値
 ブロードバンド：FTTH、DSL、ケーブルインターネット、無線 (PWA) の合計
 平成16年度分より電気通信事業報告規則の規定により集計された契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計

資料)総務省「平成17年版 情報通信白書」(平成17年6月)

11. 情報化・知的価値重視の時代

国の情報化における最新の戦略は、e-Japan戦略で進められた情報インフラ整備から利活用による多様な分野における課題解決へと転換している。



資料)総務省 コビキタスネットワーク社会の実現に向けた政策懇談会「U-Japan政策～2010年コビキタスネットワーク社会の実現に向けて」(平成16年12月)

図表11-4 IT新改革戦略の全体像



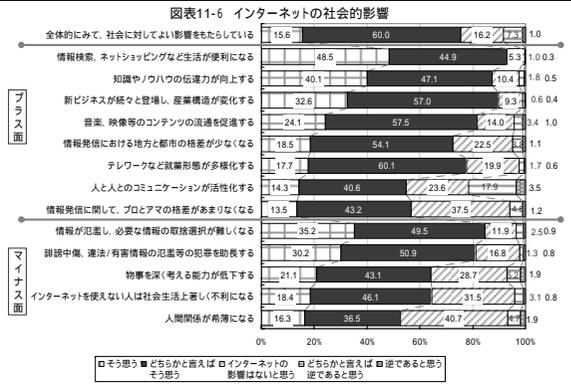
注)IT新改革戦略はe-Japan戦略、e-Japan戦略 に続いて、IT戦略本部が提示したものの資料)IT戦略本部「IT新改革戦略-いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実現できる社会の実現-」(平成18年1月)

すでに特定の分野ではITの利用が相当程度進展している。



資料)総務省「ICT関連データ集」(http://www.ihotsusintokei.soumu.go.jp/newdata/ict_data/ict_data_top.htm)

インターネットの影響はプラス・マイナスの両面がとらえられているが、全体的には7割程度が肯定的にとらえている。

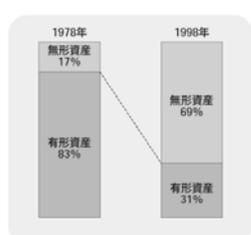


資料)総務省「平成17年版 情報通信白書」(平成17年6月)

11. 情報化・知的価値重視の時代

米国においては無形資産の割合が増加しており、日本においても、株価が大きく下落した2003年時点でも、無形資産の価値が全体の4割を占めるなど、無形資産の比重が高い状態にある。

図表11-7 米国における無形資産の割合



(備考) 米国で株式を上場している金融機関以外の企業全体の市場価値総額(株式時価総額と長期借入(社債)との合計)から、機械や設備等の有形資産総額を差し引いた残りの部分を無形資産として計算している。
(出所) Bar, et al. (2000)。

資料) 経済産業省「2004年版通商白書」(平成16年6月)

図表11-8 日本における無形資産の割合



(備考) 株式時価総額、社債、転換社債及び長期借入金から有形固定資産を差し引いた部分を無形資産として計算している。なお、全業種は日本企業104社、製造業は104社を対象としている。
(資料) 日経NEEDSから経済産業省作成。

わが国の経済活動において、持続的成長を可能とするための知的資産の果たす役割が拡大している。

図表11-10 既存価値の陳腐化のスピード向上と知的資産の重要性

東アジアの台頭はますますグローバル競争を激化させることが予想される。特に、中国をはじめとした東アジア諸国において低賃金を背景とした価格競争力に加え、技術的キャッチアップが進んだことで、これまで我が国が競争力を有し、東アジアと棲み分けていた財についても、価格による競争を強いられるようになってきている。さらに、昨年の通商白書でも述べたように、「豊かな社会」の到来に伴って、財・サービスが社会に飽和している状況の中で、「結果的に実現する価値」が陳腐化するスピードが速まってきていると言える(第3-1-1図、第3-1-2図)。

このような中、我が国企業が持続的な競争力を確保していくためには、価格を重視した競争ではなく、提供する財・サービスの個性を伸ばして、他社との差別化を行うという質的な側面を重視した経営がこれまで以上に重要になる。しかし、先述したようにグローバル化が進展することで、「結果的に実現する価値」の陳腐化するスピードが速まっていることから、絶えず差異性のある財・サービスを提供し続け、それを価値として実現していく経営が重要性を増している。そして、そのような差異性を生み出す源泉として、人間の知的な活動が介在して生まれてくる「知的資産」の役割が重要になってきている。知的資産には、「すりあわせ」、「顧客とのネットワーク」、「人材」、「イノベーション力」、「組織力」、「ブランド」といったものがある。これらは、各企業がその組織内外において独自に培ってきた無形のものも多く、その企業から切り離して市場を渡した取引を行うことが困難な資産であり、さらに知的資産の組合せによって固有の価値が形成されていくことから、他社が単純に模倣することは困難な資産であると言える。そのため、財・サービスの陳腐化するスピードが加速化している経済において、競争力の源泉として他社との差異性を生み出し、持続的成長を可能とする上で、知的資産の果たす役割が拡大している。

主要企業の無形資産の投資比率は高く、企業動向から見ても無形資産の重要性が伺える。

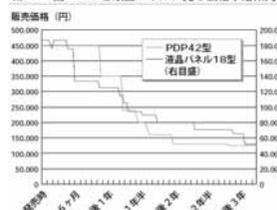
図表11-9 無形資産と有形資産への投資比率

業種	企業名	研究開発費 (%)	広告宣伝費 (%)	無形資産関連投資 (%)	設備投資(有形資産関連投資) (%)	投資総額 (十億円)
医薬品	武田薬品工業	70.1	16.1	86.2	13.8	113.3
	エーザイ	75.9	12.4	88.3	11.7	61.3
通信・ゲーム	日本電信電話	80.7	1.3	81.9	18.1	255.7
	スクウェア	74.3	11.8	86.2	13.8	19.6
電機	東芝	64.0	4.2	68.2	31.8	436.8
	富士通	67.3	4.8	72.1	27.9	488.6
自動車	トヨタ自動車	55.8	12.4	68.2	31.8	767.3
	マツダ	49.9	15.8	65.7	34.3	137.4
各社平均		67.3	9.9	77.1	22.9	285.0

(備考) 単独決算ベース、投資総額=研究開発費+広告宣伝費+設備投資。
(出所) 長尾、加賀谷(2003)から経済産業省作成。
(原出所) 日経NEEDS。

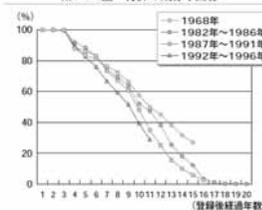
資料) 経済産業省「2004年版通商白書」(平成16年6月)

第3-1-1図 PDPと液晶パネルに見る価格下落傾向



(資料) 半導体産業新聞掲載の液晶市場から作成。

第3-1-2図 特許の残存率曲線



(備考) 1. 特許庁「特許行政年次報告書」、「特許年報」、読者版・本誌「特許制度」(通称「特許」)1986、「特許制度と経済活動の経済分析」(経済企画院経済研究所)より論文筆者作成。
2. 残存率は、登録設定された特許がその後ある年特許として残っている割合を示す。算定方法は「特許年報」(平成8年)以前は「特許生存件数」(公告件数×過去の平均登録率)、平成8年以降は「特許生存件数」(特許生存件数)としているため、算定式は期間を通じて同じではない。
3. 年平均は、各年の残存率を単純平均した値。ただし、例えば1996年の場合、特許がまだ登録中の特許件数が入り込まず、このように欠損がある場合、残りの年のデータから平均値を算出している。
(出所) 鎌倉(2000)から作成。

資料) 経済産業省「2005年版通商白書」(平成17年6月)